

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書の訂正届出書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成29年5月31日

**【発行者名】** モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・エス・エー  
(Morgan Stanley Asset Management S.A.)

**【代表者の役職氏名】** 取締役 アンドリュー・マック  
(Director, Andrew Mack)  
取締役 ウィリアム・ジョーンズ  
(Director, William Jones)

**【本店の所在の場所】** ルクセンブルグ大公国 セニンガーバーグ L-2633 トレヴェ  
通り6B番  
(6B, route de Trèves, L-2633 Senningerberg, Grand Duchy  
of Luxembourg)

**【代理人の氏名又は名称】** 弁護士 坂田 絵里子

**【代理人の住所又は所在地】** 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル  
外国法共同事業法律事務所リンクレータース

**【事務連絡者氏名】** 弁護士 佐々木 弘 造  
弁護士 山 崎 寛 也  
弁護士 藤 田 元 康  
弁護士 坂 田 絵 里 子

**【連絡場所】** 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル  
外国法共同事業法律事務所リンクレータース

**【電話番号】** 03(6212)1200

**【届出の対象とした募集(売  
出)外国投資信託受益証券に係  
るファンドの名称】** マネーマーケット・ファミリー  
(Money Market Family)  
米ドル・ファンド  
(注) トラストの名称は、2017年5月31日付で「モルガン・スタンレー・マネーマーケット・ファミリー」  
(Morgan Stanley Money Market Family)から「マネーマーケット・ファミリー」(Money Market Family)に  
変更された。

**【届出の対象とした募集(売  
出)外国投資信託受益証券の金  
額】** 記名式無額面受益証券。サブ・ファンドについて受益証券が発  
行・募集される。  
上限見込額は以下のとおりとする。  
米ドル・ファンド 30億米ドル(約3,146億円)  
(注) アメリカ合衆国ドル(本書においてアメリカ合衆国ドルを「米ドル」といい、アメリカ合衆国セントを「米セント」と  
いう。)の円貨換算は、便宜上、平成28年10月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値  
(1米ドル=104.86円)による。

**【縦覧に供する場所】** 該当事項なし

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成28年12月26日に提出した有価証券届出書の関連事項を変更及び追加し、その他訂正すべき事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書(以下「本訂正届出書」という。)を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

## 2【訂正の内容】

(注) 訂正箇所は下線を付して表示しております。

## 表紙

<訂正前>

(前 略)

届出の対象とした募集(売出)外国  
投資信託受益証券に係るファンドの  
名称

モルガン・スタンレー・マネーマーケット・ファミリー  
(Morgan Stanley Money Market Family)  
米ドル・ファンド

(後 略)

<訂正後>

(前 略)

届出の対象とした募集(売出)外国  
投資信託受益証券に係るファンドの  
名称

マネーマーケット・ファミリー(Money Market Family)  
米ドル・ファンド

(注) トラストの名称は、2017年5月31日付で「モルガン・スタンレー・マネーマーケット・ファミリー」(Morgan Stanley Money Market Family)から「マネーマーケット・ファミリー」(Money Market Family)に変更された。

(後 略)

## 第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

<訂正前>

モルガン・スタンレー・マネーマーケット・ファミリー

(Morgan Stanley Money Market Family)(以下「トラスト」という。)

<訂正後>

マネーマーケット・ファミリー

(Money Market Family)(以下「トラスト」という。)

(注) トラストの名称は、2017年5月31日付で「モルガン・スタンレー・マネーマーケット・ファミリー」(Morgan Stanley Money Market Family)から「マネーマーケット・ファミリー」(Money Market Family)に変更された。以下同じ。

(2) 外国投資信託受益証券の形態等

<訂正前>

(前 略)

米ドル・ファンドを「モルガン・スタンレー 米ドル MMF」または「米ドルMMF」と呼称することがある。

(後 略)

<訂正後>

(前 略)

米ドル・ファンドを「米ドルMMF」と呼称することがある。

(後 略)

(6) 申込単位

<訂正前>

(前 略)

・ひろぎんウツミ屋証券株式会社における申込みの申込単位は、申込日にひろぎんウツミ屋証券株式会社が決定する為替相場に基づき10万円相当額の口数以上1円単位、または、10万口以上1口単位とする。

(後 略)

<訂正後>

(前 略)

・ひろぎんウツミ屋証券株式会社(注)における申込みの申込単位は、申込日にひろぎんウツミ屋証券株式会社(注)が決定する為替相場に基づき10万円相当額の口数以上1円単位、または、10万口以上1口単位とする。

(注) ひろぎんウツミ屋証券株式会社は、2017年6月1日付で商号変更し、ひろぎん証券株式会社となる予定である。

(後 略)

## ( 8 ) 申込取扱場所

&lt; 訂正前 &gt;

( 前 略 )

ひろぎんウツミ屋証券株式会社

広島県広島市中区立町 2 番30号

(以下「ひろぎんウツミ屋証券」という。)

( 後 略 )

&lt; 訂正後 &gt;

( 前 略 )

ひろぎんウツミ屋証券株式会社(注)

広島県広島市中区立町 2 番30号

(以下「ひろぎんウツミ屋証券」(注)という。)

(注) ひろぎんウツミ屋証券株式会社は、2017年6月1日付で商号変更し、ひろぎん証券株式会社となる予定である。

( 後 略 )

## 第二部 ファンド情報

## 第 1 ファンドの状況

## 1 ファンドの性格

## ( 2 ) ファンドの沿革

&lt; 訂正前 &gt;

( 前 略 )

2015年12月25日      トラスト変更約款締結に基づくトラスト約款の効力発生

&lt; 訂正後 &gt;

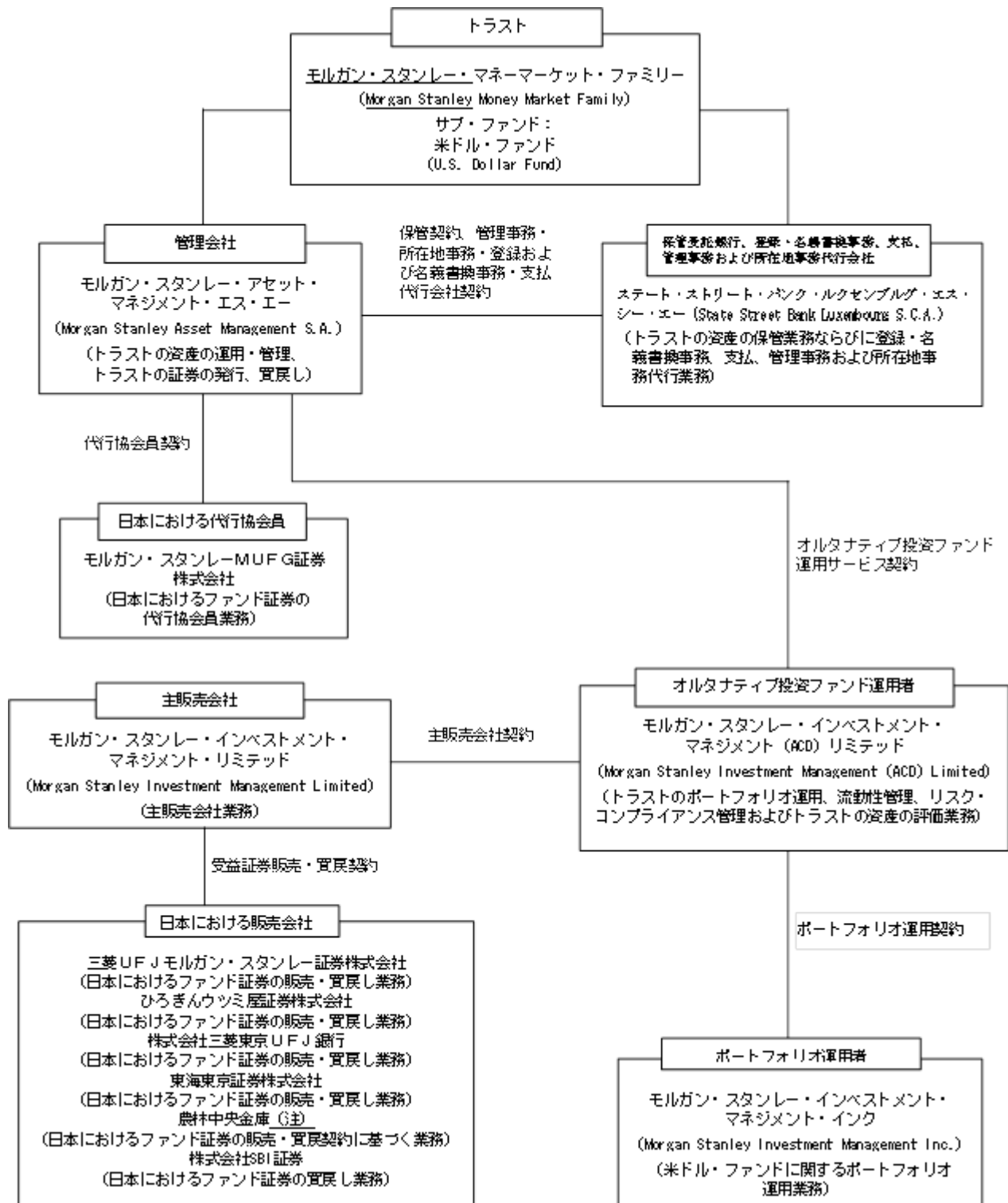
( 前 略 )

2015年12月25日      トラスト変更約款締結に基づくトラスト約款の効力発生2017年 5 月31日      トラストの名称変更トラスト変更約款締結に基づくトラスト約款の効力発生

## (3) ファンドの仕組み

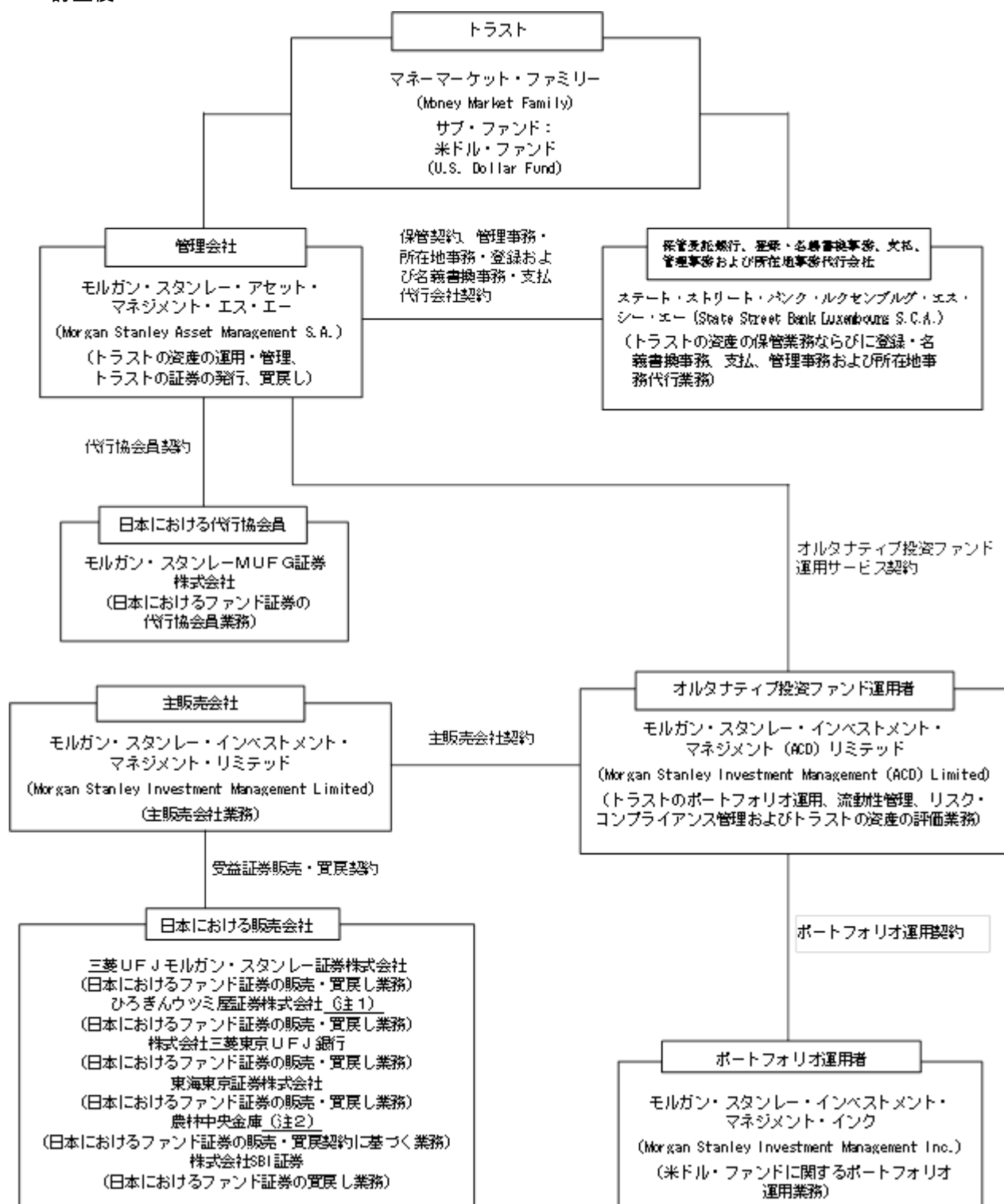
## ファンドの仕組み

&lt; 訂正前 &gt;



(注) 農林中央金庫は日本におけるファンド証券の販売・買戻し契約を締結している。なお、農林中央金庫では販売を行っておらず、ファンド証券の販売・買戻し業務は、農林中央金庫と証券投資信託受益証券の募集・販売等の取扱い等にかかる契約を締結している取次登録金融機関の本・支店(所)・事務所が行う。

&lt; 訂正後 &gt;



(注1) ひろぎんウツミ屋証券株式会社は、2017年6月1日付で商号変更し、ひろぎん証券株式会社となる予定である。

(注2) 農林中央金庫は日本におけるファンド証券の販売・買戻し契約を締結している。なお、農林中央金庫では販売を行っておらず、ファンド証券の販売・買戻し業務は、農林中央金庫と証券投資信託受益証券の募集・販売等の取扱い等にかかる契約を締結している取次登録金融機関の本・支店(所)・事務所が行う。

管理会社およびファンドの関係法人の名称、ファンド運営上の役割および契約等の概要

< 訂正前 >

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
( 中 略 )		
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 ひろぎんウツミ屋証券株式会社 株式会社三菱東京UFJ銀行 東海東京証券株式会社 農林中央金庫(注7) 株式会社SBI証券	日本における販売会社	各受益証券販売・買戻契約(注6)に基づき、日本におけるファンド証券の販売・買戻業務を行う。

( 中 略 )

(注6) 受益証券販売・買戻契約とは、主販売会社によって任命された日本における販売会社が、日本の法令・規則および目論見書に準拠してファンド証券を日本において募集すること等を約する契約である。

(注7) 農林中央金庫は日本におけるファンド証券の販売・買戻契約を締結している。なお、農林中央金庫では販売を行っておらず、ファンド証券の販売・買戻し業務は、農林中央金庫と証券投資信託受益証券の募集・販売等の取扱い等にかかる契約を締結している取次登録金融機関の本・支店(所)・事務所が行う。

< 訂正後 >

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
( 中 略 )		
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 ひろぎんウツミ屋証券株式会社(注6) 株式会社三菱東京UFJ銀行 東海東京証券株式会社 農林中央金庫(注7) 株式会社SBI証券	日本における販売会社	各受益証券販売・買戻契約(注8)に基づき、日本におけるファンド証券の販売・買戻業務を行う。

( 中 略 )

(注6) ひろぎんウツミ屋証券株式会社は、2017年6月1日付で商号変更し、ひろぎん証券株式会社となる予定である。

(注7) 農林中央金庫は日本におけるファンド証券の販売・買戻契約を締結している。なお、農林中央金庫では販売を行っておらず、ファンド証券の販売・買戻し業務は、農林中央金庫と証券投資信託受益証券の募集・販売等の取扱い等にかかる契約を締結している取次登録金融機関の本・支店(所)・事務所が行う。

(注8) 受益証券販売・買戻契約とは、主販売会社によって任命された日本における販売会社が、日本の法令・規則および目論見書に準拠してファンド証券を日本において募集すること等を約する契約である。

管理会社の概況

< 訂正前 >

( 前 略 )

(八) 資本金の額

2016年10月末日現在、授權資本および払込済資本金は54万7,500米ドル(約57百万円)で、全額払込済である。また、1株1,500米ドル(約15万7,290円)の記名株式365株を発行済である。

( 後 略 )

< 訂正後 >

( 前 略 )

(八) 資本金の額

2017年3月末日現在、授權資本および払込済資本金は54万7,500米ドル(約61百万円)で、全額払込済である。また、1株1,500米ドル(約16万8,285円)の記名株式365株を発行済である。

(注) 米ドルの円貨換算は、便宜上、平成29年3月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=112.19円)による。

(後略)

## (5) 開示制度の概要

ルクセンブルグにおける開示

<訂正前>

(前略)

□ 受益者に対する開示

(中略)

なお、約款の全文(その変更を含む)はルクセンブルグの商業および法人登記所において閲覧することができる。目論見書および約款の変更ならびに受益者に対する通知は、ルクセンブルグ法に基づく公告に加えて、管理会社の決定により、ファンド証券が販売される国の新聞に公告されることがある。目論見書はウェブサイトで交付することができる。ただし、いかなる場合も、ハード・コピーが請求により無料で投資家に提供されるものとする。

(後略)

<訂正後>

(前略)

□ 受益者に対する開示

(中略)

なお、約款の全文(その変更を含む)はRESAで閲覧することができる。目論見書および約款の変更ならびに受益者に対する通知は、ルクセンブルグ法に基づく公告に加えて、管理会社の決定により、ファンド証券が販売される国の新聞に公告されることがある。目論見書はウェブサイトで交付することができる。ただし、いかなる場合も、ハード・コピーが請求により無料で投資家に提供されるものとする。

(後略)

## 2 投資方針

### (1) 投資方針

<訂正前>

(前略)

また、ファンドは高い格付けを有し同種の取引を専門とする金融機関と売戻条件付契約(逆現先契約)を締結することができる。これらの取引においてファンドは主として買い手となり、相手方が証券の買戻しを実行する前か買戻し期間が経過する前には当該契約の対象である証券および債務証券を売却しない。買戻条件付契約は、ファンドがファンド証券の買戻し義務を常に履行できる程度に保有される。

ファンド資産の50%超は、日本国の法令または当局により求められる限り、日本国の金融商品取引法に定める有価証券(ただし、金融商品取引法第2条第2項各号に掲げる有価証券を除く。)に常に投資される。

(中略)

本書においてレバレッジとはファンドのエクスポージャーを増加させる手法として定義され、現金または有価証券の借入れ、金融デリバティブ商品に組み込まれたレバレッジ、買戻条件付契約もしくは売戻条件付契約の利用、証券貸付を通じて行われるものか、その他の手段によるものかを問わない。

(後略)



&lt;訂正後&gt;

（前 略）

また、ファンドは高い格付けを有し同種の取引を専門とする金融機関と売戻条件付契約(逆現先契約)を締結することができる。これらの取引においてファンドは主として買い手となり、相手方が証券の買戻しを実行する前か買戻し期間が経過する前には当該契約の対象である証券および債務証券を売却しない。買戻条件付契約は、ファンドがファンド証券の買戻し義務を常に履行できる程度に保有される。

取引の種類	通常の場合において、原則的に当該取引の元本は以下のファンドの純資産価額に対する比率を超えないことが求められる。	取引対象とすることのできるファンド資産の元本は、最大で以下のファンドの純資産価額に対する比率までとされる。
買戻条件付契約および売戻条件付契約	0%	100%

買戻条件付契約および売戻条件付契約から得られる利益の100%がファンドに返還される。

ファンド資産の50%超は、日本国の法令または当局により求められる限り、日本国の金融商品取引法に定める有価証券(ただし、金融商品取引法第2条第2項各号に掲げる有価証券を除く。)に常に投資される。

（中 略）

本書においてレバレッジとはファンドのエクスポージャーを増加させる手法として定義され、現金の借入れ、買戻条件付契約もしくは売戻条件付契約の利用を通じて行われるものか、その他の手段によるものかを問わない。

（後 略）

## （５）投資制限

### <訂正前>

（前 略）

管理会社は、ファンド証券が販売される各国の法令を遵守するために、受益者の利益となり、または利益に反しない投資制限を随時課することができる。

### <訂正後>

（前 略）

管理会社は、ファンド証券が販売される各国の法令を遵守するために、受益者の利益となり、または利益に反しない投資制限を随時課することができる。

#### 担保の利用

ファンドの投資対象は相手方と締結した取引の担保として使用されることがあり、上記9の項目に従い当該取引に関連するファンドの債務の担保として、質権または担保権が設定されることがある。ファンドは、担保の提供または証拠金の預け入れ（相手方の自己資産から分別されることもあれば分別されないこともある。）を含む相手方に対する債務保証を要求される場合がある。ファンドは同等の資産のみを買い戻す権利を有することがある。

#### 担保管理方針

##### 1 一般原則

ファンドの投資対象は相手方と締結した取引の担保として使用されることがある。ファンドは後記2に従うことを条件に、取引に関連するカウンターパーティー・リスクを軽減するために担保を受領することがある。

上記の目的で、効率的なポートフォリオ運用に関連してファンドが受領したすべての資産は担保とみなされる。

##### 2 適格資産

ファンドが受領した現金以外による担保は、質が高く流動性の高いもので、規制市場または多角的取引施設において透明性の高い価格で取引されているものとする。ファンドが受領した担保は、以下に記載のいずれかに該当する資産から構成されることを条件に、取引に関連するカウンターパーティー・リスクを軽減するためにのみ考慮される。

(a) 流動資産：流動資産には、現金および短期銀行預金だけでなく、UCITS指令で定義される短期金融商品も含まれる。信用状または相手方当事者と関連のない一流金融機関が発行する要求払い保証は、流動資産と同等のものとみなされる。

(b) OECD加盟国またはそれらの地方自治体または国際機関およびEU、地域もしくは世界規模の共同体により発行または保証される債券。

(c) 毎日純資産価額の計算がなされ、AAAもしくはそれと同等の格付けを有する、マネーマーケット型UCIにより発行される投資証券または受益証券。

(d) 下記(e)および(f)に記載の債券/株式に主に投資するUCITSが発行する投資証券または受益証券。

(e) 一流の発行体により発行または保証される十分な流動性のある債券。

(f) EU加盟国の規制市場またはOECD加盟国の証券市場で取引が認められるか取り扱われる株式のうち、主要インデックスに組み込まれているもの。

##### 3 担保の分散化

受領した担保バスケットに含まれる一発行体に対するファンドの最大エクスポージャーは、ファンドの純資産価額の20%に制限される。特例として、ファンドはこの制限を超えて、一もしくは複数のEU加盟

国、その地方自治体、米国等その他OECD加盟国、一もしくは複数のEU加盟国が加盟している公的国際機関により発行または保証されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品により構成される担保を100%まで受領することができる。ただし、当該有価証券または金融商品は、少なくとも6つの異なる発行銘柄の有価証券もしくは金融商品により構成される担保バスケットの一部であって、いずれの一つの発行銘柄もファンドの純資産価額の30%を超えない。

#### 4 担保の評価

担保は、入手可能な市場価格を用いて、オルタナティブ投資ファンド運用者により決定されるそのヘアカット方針に基づいた各資産クラスに対する適切な割引額を考慮のうえ、少なくとも日次ベースで評価される。ファンドが受領した適格担保には、相手方当事者の業績との相関関係はないものとする。

#### 5 担保の再投資

ファンドが受領した現金以外による担保は、売却、再投資または質権の設定を行うことができない。

ファンドが受領した現金担保の扱いは以下に限定される。

- (a) EU加盟国に登録事務所を有している金融機関またはEUの法律で定められているものと同等であるとCSSFによりみなされる健全性に関する規則に服している金融機関に預金される。
- (b) 信用力の高い政府債券に投資される。
- (c) 売戻条件付契約のために利用される。ただし、同取引は健全性に関する監督に服する金融機関との間で行われ、ファンドは常に発生主義ベースで現金全額を回収することができるものとする。
- (d) 短期マネーマーケット・ファンドに投資される。

再投資された現金担保は、本項に定める現金以外による担保に適用される分散化の要件に従って分散化されるものとする。

#### 6 担保の保管

権利譲渡の取決めに基づきファンドのために提供された担保は、保管受託会社またはその取引先もしくは副保管受託会社の一つにより保管されるものとする。担保権設定(例えば、質権の設定等)の取決めに基づきファンドのために提供された担保は、健全性に関する監督に服している担保提供者と関連のない第三者の預託機関によって保管されることが可能である。

#### 7 ヘアカット方針

オルタナティブ投資ファンド運用者は、デリバティブ取引の担保としてファンドが受領した資産のクラスに関連するヘアカット方針を採用している。ファンドは、主として現金、信用力の高い政府債券および民間債を担保として受領する。オルタナティブ投資ファンド運用者は、通常、政府債券に対して0.5% - 10%のヘアカット率を適用し、民間債には5% - 15%のヘアカット率を適用する。オルタナティブ投資ファンド運用者は、通常、「適格資産」に記載された要件に従い発行された投資証券および受益証券に対して0.5% - 15%のヘアカット率を適用する。通常、現金担保に対してヘアカットは適用されない。ヘアカットは担保の信用力、価格のボラティリティおよび期間に基づき決定され、これらの要素に基づき適切と考える場合には、オルタナティブ投資ファンド運用者は上記に定める範囲を外れてヘアカット率を変更する場合がある。

#### 8 オルタナティブ投資ファンド運用者による相手方当事者の選定

オルタナティブ投資ファンド運用者は、相手方当事者の評価および選定に関する内部基準を導入している。オルタナティブ投資ファンド運用者は、健全性に関する監督に服するOECD加盟国にある承認された相手方当事者とのみ取引を行う。

相手方当事者を選定するために、オルタナティブ投資ファンド運用者は、運用の安定性、取引執行能力、取引の性質および特徴、相手方の信用力および身元、ならびに現行の市場状況などの要素を考慮する。上記の要素に加えて、オルタナティブ投資ファンド運用者は、デリバティブ取引の相手方当事者に対

しては、この種の取引に関連するカウンターパーティー・リスクをふまえて最低A-/A3の格付け基準を採用している。

相手方当事者は、承認され次第、継続的な監視の対象となる。カウンターパーティー・リスクの監視には、マーケットの指標(現金/CDS/株式市場の変動)、ニュースのヘッドライン、根本的な信用力査定の変更または外部格付け機関の活動を含め、様々な監視手法が利用されている。これらの要素に重大な変更が生じた場合はいつでも、承認リストから相手方当事者が除外され、オルタナティブ投資ファンド運用者は直ちに取引を終了し、さらなる措置が必要か評価を行うためにすみやかに影響を受ける取引の審査を行う。取引を行っている相手方当事者のすべてについて、毎年見直しが行われている。

### 3 投資リスク

<訂正前>

(前略)

税務リスク：投資予定者は、ファンドへの投資に関連する税務リスク(FATCA その他の外国課税規制に係るリスクを含む)に注意しなければならない。

その他の留意点

ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はない。

(後略)

<訂正後>

(前略)

税務リスク：投資予定者は、ファンドへの投資に関連する税務リスク(FATCA その他の外国課税規制に係るリスクを含む)に注意しなければならない。

証券金融取引の利用に関連するリスク：ファンドは買戻条件付契約および売戻条件付契約を締結することができる。買戻条件付契約および売戻条件付契約には一定のリスクが伴い、これらの証券金融取引の利用によりファンドが求める目的が達成されるという保証はない。

担保管理に関連するリスク：ファンドは、受領した現金担保の再投資において、投資対象の価値が下落した場合に損失を被ることがある。ファンドは当初受領した担保の価値と相手方に対する返済額の差額を補填することが必要となる場合があり、その結果ファンドに損失をもたらす可能性がある。

カウンターパーティー・リスク：買戻条件付契約および売戻条件付契約への投資から生じる相手方当事者の信用リスクは、通常は担保の利用により軽減される。相手方当事者の不履行の場合、ファンドは受領した非現金担保を実勢価格で売却しなければならず、その場合ファンドは損失を被る可能性がある。有価証券の売却が困難である場合、買戻請求に対する返済が遅れ、ファンドの返済能力が制限される可能性がある。

流動性リスク：買戻条件付契約または売戻条件付契約には、過度な取引規模または期間を設定した取引に対する投資ポジションのロックや相手方当事者に支払った現金または有価証券の回収の遅れによる流動性リスクが伴う。この場合、買戻請求に対する返済が遅れ、ファンドの返済能力が制限される可能性がある。また、決済指示の不履行や遅延、有価証券の売却に係る引渡義務を充足することができないかまたは遅延が生じるといったオペレーショナル・リスクおよび契約文書に関連する法的リスクも被る可能性がある。

保管リスク：ファンドの資産は保管受託銀行に預託され、保管受託銀行の帳簿においてファンドに属するものとして特定されている。ファンドの現金預金については、保管受託銀行の

その他の資産から分別されておらず、ファンドは一般債権者として保管受託銀行の破産時のリスク増加にさらされている。ファンドの資産は、ファンドが投資する国で保管受託銀行が任命した副保管受託銀行によっても保管される場合があり、それ故、保管受託銀行が法的義務を遵守しているにもかかわらず、これらの副保管受託銀行の破産リスクにさらされる。副保管受託銀行の法域において資産の保有を対象とする法令上の保護が弱いことがある。

その他の留意点

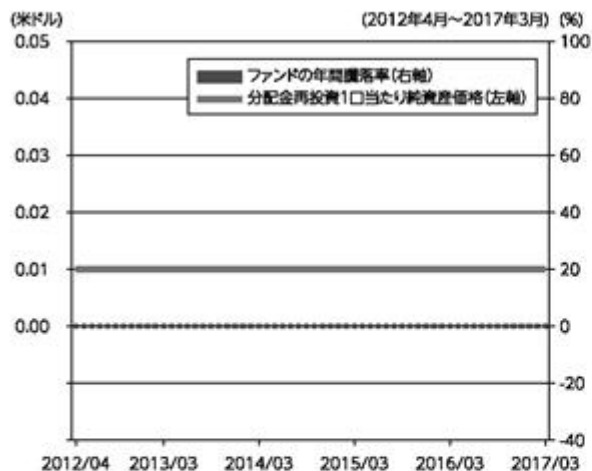
ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はない。

(後 略)

(参考情報)

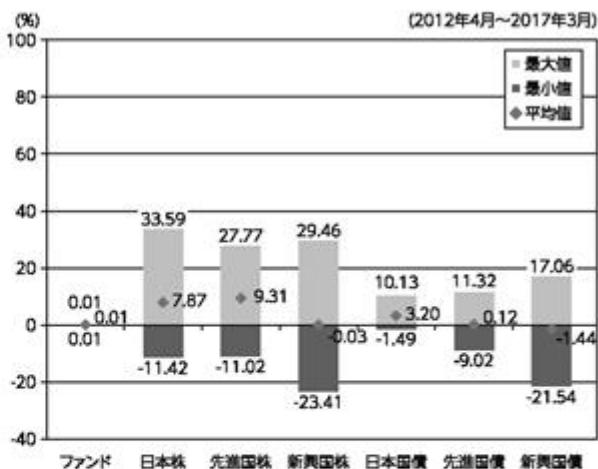
当該情報については、以下の内容に更新される。

## ファンドの年間騰落率および分配金再投資1口当たり純資産価格の推移



※ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の1口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※上記グラフは、2012年4月～2017年3月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示したものであり、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の1口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## ※各資産クラスの指数

資産クラス	対象指数
日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
先進国株	MSCIワールド・インデックス
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス
日本国債	シティ日本国債インデックス
先進国債	シティ世界国債インデックス
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド

- 東証株価指数 (TOPIX) は、株式会社東京証券取引所 (株東京証券取引所) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX) の商標又は標章に関するすべての権利は株東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、株東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、株東京証券取引所は、本商品の発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。東証株価指数 (TOPIX) は、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出される、浮動株調整時価総額加重型の指数です。当該指数のパフォーマンスは配当金を再投資したものとみなして米ドル建てで表示されます。
- MSCIワールド・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスの著作権はMSCI, Inc.が有し、全ての知的財産 (著作権を含む) および指数関連のその他の権利の所有者であり、且つこれらの権利を保有しています。MSCIワールド・インデックスは、世界の先進国株式市場のパフォーマンスを測るために開発された浮動株調整時価総額加重型の指数です。当該指数のパフォーマンスは正味配当金を再投資したものとみなして米ドル建てで表示されます。MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、新興国の株式市場のパフォーマンスを測るために開発された浮動株調整時価総額加重型の指数です。当該指数のパフォーマンスは正味配当金を再投資したものとみなして米ドル建てで表示されます。
- シティ日本国債インデックスは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、現地通貨建ての投資適格固定利付ソブリン債のパフォーマンスを測定する指数です。当該指数のパフォーマンスは、円建てで表示されます。
- シティ世界国債インデックスは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。当該指数のパフォーマンスは、米ドル建てで表示されます。
- JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド (「本指数」) は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2017, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.  
本指数は、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象とする指数です。当該指数のパフォーマンスは米ドル建てで表示されま

## 4 手数料等及び税金

### (4) その他の手数料等

<訂正前>

(前略)

ファンドの資産から管理会社、オルタナティブ投資ファンド運用者、ポートフォリオ運用者、保管受託銀行、管理事務代行会社、登録・名義書換事務代行会社、その他代理人またはファンドへのサービス提供者に対して支払われる報酬を含む、ファンドの総経費率は、最大で純資産価額の1%の予定である。ファンドが投資する集団投資スキームの報酬、費用および手数料、成功報酬、取引費用、その他の取引手数料は、この計算から除外されている。

第19会計年度中、ファンドはその他費用として451,987米ドルを支払った。ポートフォリオ運用者がファンドに対して36,297米ドルを払戻した。これにより、ファンドから支払われたその他費用の純額は415,690米ドルであった。

<訂正後>

(前略)

ファンドの資産から管理会社、オルタナティブ投資ファンド運用者、ポートフォリオ運用者、保管受託銀行、管理事務代行会社、登録・名義書換事務代行会社、その他代理人またはファンドへのサービス提供者に対して支払われる報酬を含む、ファンドの総経費率は、最大で純資産価額の1%の予定である。ファンドが投資する集団投資スキームの報酬、費用および手数料、成功報酬、取引費用、その他の取引手数料は、この計算から除外されている。

ファンドは証券金融取引に関連する費用および手数料を負担する場合がある。具体的には、ファンドは代理人およびその他仲介業者（これは保管受託銀行、ポートフォリオ運用者またはオルタナティブ投資ファンド運用者の関連会社である場合がある。）に対して、適用法令に基づき認められる範囲で、それぞれが引き受けた機能およびリスクの対価として手数料を支払うことがある。この手数料の額は定額の場合もあれば変動する場合もある。これについてファンドが負担する費用および手数料に関する情報は、当該費用および手数料の支払先企業の詳細ならびに、該当する場合は保管受託銀行、ポートフォリオ運用者またはオルタナティブ投資ファンド運用者との関係性に関する情報と共に、年次報告書において閲覧することができる。

第19会計年度中、ファンドはその他費用として451,987米ドルを支払った。ポートフォリオ運用者がファンドに対して36,297米ドルを払戻した。これにより、ファンドから支払われたその他費用の純額は415,690米ドルであった。

[次へ](#)

## 5 運用状況

## (1) 投資状況

投資状況については、以下の内容に変更される。

## 資産別および地域別の投資状況

## 米ドル・ファンド

(2017年3月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
変動利付債	アメリカ合衆国	82,688,812	39.28
	カナダ	8,902,923	4.23
	日本	3,340,948	1.59
	フランス	2,002,108	0.95
	オーストラリア	1,687,223	0.80
割引債	アメリカ合衆国	53,117,569	25.23
コマーシャル・ペーパー	アメリカ合衆国	37,087,049	17.62
社債	ノルウェー	4,640,000	2.20
	アメリカ合衆国	3,000,322	1.43
	日本	2,830,022	1.34
	英国	1,042,239	0.50
譲渡性預金証書	アメリカ合衆国	10,004,494	4.75
小計		210,343,707	99.91
現金・その他の資産(負債控除後)		190,362	0.09
合計 (純資産総額)		210,534,070 (約23,620百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(注2) 米ドルの円貨換算は、便宜上、平成29年3月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=112.19円)による。



## (2) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

投資有価証券の主要銘柄については、以下の内容が追加される。

## 米ドル・ファンド

(2017年3月末日現在)

	銘柄	発行地	種類	利率(%)	償還日	通貨	額面金額 (米ドル)	簿価 (米ドル)	時価 (米ドル)	投資 比率 (%)
1	FEDERAL HOME LOAN DISCOUNT NOTE	アメリカ合衆国	割引債	0.00	05/19/2017	USD	13,200,000.00	13,185,694.50	13,187,097.00	6.26
2	FEDERAL HOME LOAN DISCOUNT NOTE	アメリカ合衆国	割引債	0.00	04/17/2017	USD	11,400,000.00	11,395,725.00	11,396,674.99	5.41
3	FEDERAL HOME LOAN DISCOUNT NOTE	アメリカ合衆国	割引債	0.00	05/12/2017	USD	9,500,000.00	9,489,718.55	9,492,137.72	4.51
4	TORONTO DOMINION BANK	アメリカ合衆国	変動利付債	1.42317	10/16/2017	USD	7,500,000.00	7,508,011.20	7,505,074.88	3.56
5	FEDERAL HOME LOAN DISCOUNT NOTE	アメリカ合衆国	割引債	0.00	04/28/2017	USD	7,350,000.00	7,344,103.67	7,346,120.84	3.49
6	FEDERAL HOME LOAN DISCOUNT NOTE	アメリカ合衆国	割引債	0.00	04/20/2017	USD	6,400,000.00	6,397,200.00	6,397,733.33	3.04
7	SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN AB	アメリカ合衆国	変動利付債	1.52178	08/17/2017	USD	6,215,000.00	2,043,222.41	6,221,815.17	2.96
8	BANK OF NOVA SCOTIA	カナダ	変動利付債	1.32483	04/11/2017	USD	5,700,000.00	5,703,435.90	5,700,252.23	2.71
9	ASB FINANCE LTD	アメリカ合衆国	変動利付債	1.534	08/01/2017	USD	5,000,000.00	5,010,050.00	5,007,758.16	2.38
10	CREDIT SUISSE AG	アメリカ合衆国	変動利付債	1.55778	07/10/2017	USD	5,000,000.00	5,000,000.00	5,000,000.00	2.37

## (3) 運用実績

## 純資産の推移

純資産の推移については、以下の内容が追加される。

2016年11月1日より2017年3月末日までの期間の各月末の純資産の推移は次のとおりである。

## 米ドル・ファンド

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
2016年11月末	216,184	24,254	0.01	1.12
12月末	203,795	22,864	0.01	1.12
2017年1月末	208,897	23,436	0.01	1.12
2月末	219,972	24,679	0.01	1.12
3月末	210,534	23,620	0.01	1.12

(注) 米ドルの円貨換算は、便宜上、平成29年3月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=112.19円)による。

## 分配の推移

分配の推移については、以下の内容が追加される。

米ドル・ファンドの2016年4月1日から2017年3月末日までの100口当たり分配金の合計額は、0.0029010米ドルであった。

## 収益率の推移

収益率の推移については、以下の内容が追加される。

2016年4月1日から2017年3月末日までの期間における収益率は、以下のとおりである。

	収益率(注)
米ドル・ファンド	0.29%

(注) ファンドは、純資産価格について変動がないため、本書に開示の収益率は、分配金の当該期間末における累計額を用いて、以下の計算式により算出した。

$$\text{収益率}(\%) = 100 \times (a-b)/b$$

a = 当該期間末の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該期間の直前のファンド取引日の1口当たり純資産価格(分配前の額)

## (参考情報)

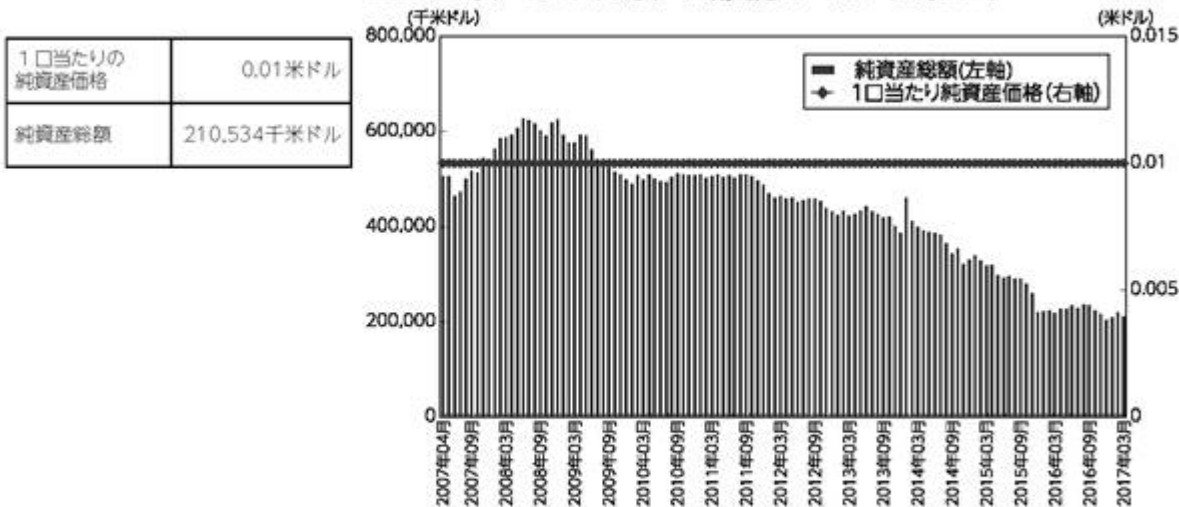
当該情報については、以下の内容に更新される。

2017年3月末日現在

\* ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

### 純資産総額および1口当たりの純資産価格の推移

2007年4月末～2017年3月末(運用開始日=1997年7月24日)



### 分配の推移

会計年度 (年度末)	第15会計年度 (2012年 8月31日)	第16会計年度 (2013年 8月31日)	第17会計年度 (2014年 8月31日)	第18会計年度 (2015年 8月31日)	第19会計年度 (2016年 8月31日)	設定来累計
100口当たりの分配金 (税引前、米ドル)	0.0001098	0.0001095	0.0001095	0.0001095	0.0012691	0.3727399

### 主な資産の状況

投資状況

(2017年3月末日現在)

資産の種類	国名	投資比率 (%)
変動利付債	アメリカ合衆国	39.28
	カナダ	4.23
	日本	1.59
	フランス	0.95
	オーストラリア	0.80
割引債	アメリカ合衆国	25.23
コマーシャル・ペーパー	アメリカ合衆国	17.62
社債	ノルウェー	2.20
	アメリカ合衆国	1.43
	日本	1.34
	英国	0.50
譲渡性預金証書	アメリカ合衆国	4.75
小計		99.91
現金・その他の資産(負債控除後)		0.09
合計		100.00

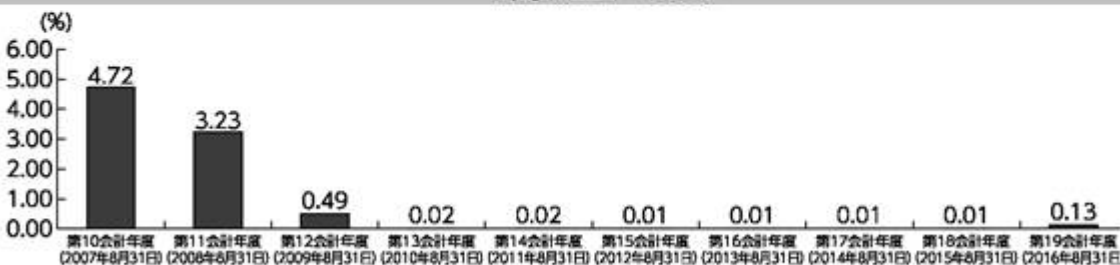
投資有価証券の主要銘柄(上位10銘柄)

(2017年3月末日現在)

	銘柄	発行地	種類	利率(%)	満期日	通貨	投資比率 (%)
1	FEDERAL HOME LOAN DISCOUNT NOTE	アメリカ合衆国	割引債	0.00	05/19/2017	USD	6.26
2	FEDERAL HOME LOAN DISCOUNT NOTE	アメリカ合衆国	割引債	0.00	04/17/2017	USD	5.41
3	FEDERAL HOME LOAN DISCOUNT NOTE	アメリカ合衆国	割引債	0.00	05/12/2017	USD	4.51
4	TORONTO DOMINION BANK	アメリカ合衆国	変動利付債	1.42317	10/16/2017	USD	3.56
5	FEDERAL HOME LOAN DISCOUNT NOTE	アメリカ合衆国	割引債	0.00	04/28/2017	USD	3.49
6	FEDERAL HOME LOAN DISCOUNT NOTE	アメリカ合衆国	割引債	0.00	04/20/2017	USD	3.04
7	SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN AB	アメリカ合衆国	変動利付債	1.52178	08/17/2017	USD	2.96
8	BANK OF NOVA SCOTIA	カナダ	変動利付債	1.32483	04/11/2017	USD	2.71
9	ASB FINANCE LTD	アメリカ合衆国	変動利付債	1.534	08/01/2017	USD	2.38
10	CREDIT SUISSE AG	アメリカ合衆国	変動利付債	1.55778	07/10/2017	USD	2.37

(注) 投資比率とは、ファンドの投資有価証券に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同し。

### 年間収益率の推移



(注) ファンドは、純資産価格について変動がないため、本書に開示の収益率は、分配金の当該期間末における累計額を用いて、以下の計算式により算出しました。

収益率(%)=100×(a-b)/b

a=当該期間末の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b=当該期間の直前のファンド取引日の1口当たり純資産価格(分配前の額)

## (4) 販売及び買戻しの実績

販売及び買戻しの実績については、以下の内容が追加される。

2016年4月1日から2017年3月末日までの期間における販売および買戻しの実績、ならびに2017年3月末日現在のファンド証券の発行済口数は次のとおりである。

米ドル・ファンド

販売口数	買戻し口数	発行済口数
11,426,884,549 (11,426,884,549)	12,247,897,582 (12,247,897,582)	21,053,406,950 (21,053,406,950)

(注) ( )の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

[次へ](#)

## 第2 管理及び運営

### 1 申込（販売）手続等

#### (イ)海外における販売

##### <訂正前>

（前 略）

管理会社は、ファンドについて1口当たり純資産価格を1米セントに維持するよう最大の努力を行うが、ファンドの1口当たり純資産価格が1米セントを下回った場合に、ファンド証券の発行（前述の取得申込みおよび再投資）を一時的に停止することもある。

##### <訂正後>

（前 略）

管理会社は、ファンドについて1口当たり純資産価格を1米セントに維持するよう最大の努力を行うが、ファンドの1口当たり純資産価格が1米セントを下回った場合に、ファンド証券の発行（前述の取得申込みおよび再投資）を一時的に停止することもある。

#### 情報保護

トラスト、管理会社、そのサービス提供者および委託者は、個人情報の取扱いに関する個人保護に係る2002年8月2日付ルクセンブルグ法（その後の改正を含む。）（以下「2002年法」という。）に従って各受益者の個人情報を保有し、保管し、取り扱うことができる。かかる個人情報は、各投資家の氏名、連絡先詳細（郵送先または電子メールのアドレスを含む。）、銀行取引情報、トラストに対する投資額および保有口数等を含むが、これらに限られない（以下「個人情報」という。）。

トラスト、管理会社、そのサービス提供者および委託者は、様々な第三者との間で、営利目的ではなく、かかる第三者から必要なサービス提供を受けるために、各受益者の個人情報を共有する場合がある。

トラスト、管理会社、そのサービス提供者および第三者は、トラストの情報処理者（以下「情報処理者」という。）についての責任を負う。なお、情報処理責任者はルクセンブルグ以外の法域（以下「第三国」という。）に置かれる場合があり、適切なレベルの情報保護が受けられる場合とそうでない場合がある。このルクセンブルグ以外の国には、インド、アメリカ合衆国または香港が含まれるが、これに限られない。

受益者は自身の個人情報にアクセスする権利を有しており、これを変更する権利を有している。ただし、受益者はルクセンブルグ法に従い身元の証明を行うものとする。

とりわけ、マネーロンダリング対策やテロ資金供与対策の目的で取り扱われる個人情報は、外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」という。）（FATCAの実施に係る2015年7月24日付ルクセンブルグ法に従う。）、共通報告基準（以下「CRS」という。）（行政協力指令の実施に係る2015年12月18日付ルクセンブルグ法に従う。）、または外国の法令を含む規制要件の遵守を目的としている。

トラスト、管理会社、そのサービス提供者および委託者は、電話での通話録音を行う場合がある。かかる通話録音を行う目的は、紛争が生じた場合に、取引またはあらゆる商用通信の証拠を提供することである。かかる通話録音は2002年法に従い保管される。

送金に含まれる個人情報はサービス提供者およびSWIFT（国際銀行間通信協会）等のその他の専門企業によって処理される。この処理はヨーロッパの他の国または、アメリカ合衆国を含む（ただし、これに限られない。）第三国に置かれた施設を通じて、当該地域の法令に従って行われることがある。その結果、テロ対策の目的で、米国当局はかかる処理施設に保管されている個人情報へのアクセスを要請することができる。受益者は、払込指示またはその他の手続の指示を行うことにより、取引を的確に完了するため必要なすべてのデータ

要素がルクセンブルグ国外で処理される可能性があることに黙示の同意を行っていることを認める。効率的な運用を行うため、各受益者に関する個人情報<sup>1</sup>はコンピューターで読取可能な媒体で記録されるものとする。経済協力開発機構の共通報告基準(以下「CRS」という。)

トラストは、課税分野における情報の強制的自動交換に関する12月9日付の議会指令2014/107/UEを実施するルクセンブルグの2015年12月18日法(以下「CRS法」という。)に定める、課税における自動的な情報交換に関する基準およびそのCRSに服する。

CRS法の規定に基づき、トラストはルクセンブルグ報告金融機関として扱われる可能性がある。よって、2017年6月30日付で、トラストの関連書類に記載のその他の適用ある情報保護規定に反することなく、トラストはルクセンブルグの税務当局に対して、(i)CRS法に基づく報告対象者である受益者、および(ii)報告対象者とみなされる特定の非金融機関のコントローリング・パーソン(以下に定義する。)の身元、保有資産またはそれらに対する支払いに関連する個人情報および金融情報に関する年次報告を行うことが義務付けられる。CRS法で網羅的に規定されるこの情報には、報告対象者に関する個人情報(以下「CRS情報」という。)が含まれる。

CRS法に基づく報告義務に応じるトラストの能力は、各受益者が、必要な裏付となる文書証拠を添えて各受益者の直接的または間接的保有者に係る情報を含め、前述のとおり要求されるCRS情報をトラストに提供するかどうかによる。この文脈において、受益者に対しては、トラストが情報管理者としてかかるCRS情報をCRS法に定める目的のために処理することが通知される。受益者は、該当する場合、トラストによる受益者のCRS情報の処理についてコントローリング・パーソン(以下に定義される。)に通知することを約束する。

本項において、「コントローリング・パーソン」とは、事業体に対する支配を行使する自然人をいう。信託の場合は、委託者、受託者、保護者(該当する場合)、受益者もしくは受益者集団、および信託に対して最終的に有効な支配を行使する他の自然人をいう。信託以外の法的契約の場合は、それと同等または同種の地位を有する者をいう。「コントローリング・パーソン」という用語は、金融活動作業部会の勧告に従って解釈されるものとする。

さらに、受益者に対しては、CRS法に基づく報告対象者に関するCRS情報は、CRS法に規定の目的で毎年ルクセンブルグの税務当局に開示されることが通知される。特に、報告対象者に対しては、報告対象者が行った一定の活動は明細書の発行を通じて報告され、この情報の一部はルクセンブルグ税務当局に対する年次開示の基礎として提供されることが通知される。

同様に、受益者は、不正確な個人情報があれば、明細書の受領から30日以内にトラストに通知することを約束する。さらに受益者は、CRS情報に変更が生じた後速やかに、当該情報に関する変更の裏付けとなるすべての文書証拠をトラストに対して通知し、提供することを約束する。

トラストによるCRS情報の請求または書面の請求に応じることのできない受益者は、トラストに課される罰則に対する責任を問われる可能性があり、当該受益者がCRS情報の提供を行わないことに責任があるとされるか、またはルクセンブルグの税務当局にトラストがCRS情報の開示を行う必要がある。トラストまたは管理会社は、自己の裁量により当該受益者の受益証券の買戻しを行う場合もある。

(口)日本における販売

<訂正前>

(前 略)

ひろぎんウツミ屋証券株式会社における申込みの申込単位は、申込日にひろぎんウツミ屋証券株式会社が決定する為替相場に基づき10万円相当額の口数以上1円単位、または、10万口以上1口単位とする。

(後 略)

<訂正後>

（前 略）

ひろぎんウツミ屋証券株式会社(注)における申込みの申込単位は、申込日にひろぎんウツミ屋証券株式会社(注)が決定する為替相場に基づき10万円相当額の口数以上1円単位、または、10万口以上1口単位とする。

(注) ひろぎんウツミ屋証券株式会社は、2017年6月1日付で商号変更し、ひろぎん証券株式会社となる予定である。

（後 略）

[次へ](#)

### 第3 ファンドの経理状況

ファンドの経理状況については、以下の中間財務書類が追加される。

ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く。)。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。

ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。

ファンドの原文の中間財務書類は以下の通貨で表示されている。

米ドル・ファンド = 米ドル

日本語の中間財務書類には、以下に掲げた通貨の、2017年3月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

1米ドル = 112.19円

[次へ](#)



## (1) 資産及び負債の状況

## モルガン・スタンレー・マネーマーケット・ファミリー

## 米ドル・ファンド

## 純資産計算書

2017年2月28日現在

(未監査)

	2017年2月28日		2016年8月31日	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
資産				
投資有価証券(償却原価)(注2)	220,070,940	24,689,759	236,122,055	26,490,533
未収利息	205,430	23,047	67,042	7,521
現金預金	153,134	17,180	62,901	7,057
運用に係る報酬払戻し	64,166	7,199	62,254	6,984
その他未収金	3,284	368	-	-
資産合計	<u>220,496,954</u>	<u>24,737,553</u>	<u>236,314,252</u>	<u>26,512,096</u>
負債				
未払費用(注4、6、9)	519,275	58,257	318,950	35,783
未払分配金(注3)	2,923	328	1,565	176
その他未払金	3,182	357	-	-
負債合計	<u>525,380</u>	<u>58,942</u>	<u>320,515</u>	<u>35,959</u>
純資産額	<u><b>219,971,574</b></u>	<u><b>24,678,611</b></u>	<u><b>235,993,737</b></u>	<u><b>26,476,137</b></u>
分配型クラス:				
クラス別純資産額	219,971,574	24,678,611	235,993,737	26,476,137
発行済受益証券口数	21,997,157,387		23,599,373,688	
1口当たり純資産価格	<u>0.01</u>	<u>1.12円</u>	<u>0.01</u>	<u>1.12円</u>

## 統計情報

(未監査)

## 米ドル・ファンド

## 純資産額

## 分配型クラス

2014年8月31日現在	363,984,872	40,835,463
2015年8月31日現在	291,208,893	32,670,726
2016年8月31日現在	235,993,737	26,476,137
2017年2月28日現在	219,971,574	24,678,611

## 発行済受益証券口数

## 分配型クラス

2014年8月31日現在	36,398,487,201
2015年8月31日現在	29,120,889,337
2016年8月31日現在	23,599,373,688
2017年2月28日現在	21,997,157,387

## 1口当たり純資産価格

## 分配型クラス

2014年8月31日現在	0.01	1.12円
2015年8月31日現在	0.01	1.12円
2016年8月31日現在	0.01	1.12円
2017年2月28日現在	0.01	1.12円

添付の注記は当財務書類の一部である。

## モルガン・スタンレー・マネーマーケット・ファミリー

## 米ドル・ファンド

## 損益計算書

2017年2月28日に終了した6か月間

(未監査)

	2017年2月28日		2016年2月29日	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
収益				
受取利息(注2)	917,393	102,922	374,156	41,977
収益合計	<u>917,393</u>	<u>102,922</u>	<u>374,156</u>	<u>41,977</u>
費用				
ポートフォリオ運用報酬(注4)	263,301	29,540	310,779	34,866
控除：権利放棄報酬(注4)	(240,149)	(26,942)	(310,779)	(34,866)
ポートフォリオ運用報酬 - 純額	<u>23,152</u>	<u>2,597</u>	<u>-</u>	<u>-</u>
オルタナティブ投資ファンド運用者報酬(注4)	32,497	3,646	38,193	4,285
控除：権利放棄報酬(注4)	(32,497)	(3,646)	(38,193)	(4,285)
オルタナティブ投資ファンド運用者報酬 - 純額	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>
販売報酬(注4)	433,297	48,612	509,246	57,132
控除：権利放棄報酬(注4)	(177,818)	(19,949)	(436,510)	(48,972)
販売報酬 - 純額	<u>255,479</u>	<u>28,662</u>	<u>72,736</u>	<u>8,160</u>
代行協会員報酬(注4)	86,659	9,722	101,849	11,426
控除：権利放棄報酬(注4)	(70,297)	(7,887)	(95,030)	(10,661)
代行協会員報酬 - 純額	<u>16,362</u>	<u>1,836</u>	<u>6,819</u>	<u>765</u>
管理事務報酬(注4)	71,839	8,060	68,371	7,671
弁護士報酬	52,222	5,859	85,119	9,550
監査報酬	10,887	1,221	25,434	2,853
保管報酬(注4)	22,455	2,519	13,121	1,472
付加価値税(注6)	11,376	1,276	13,396	1,503
その他の費用	14,483	1,625	12,003	1,347
取締役報酬および費用	29,609	3,322	12,758	1,431
管理報酬(注4)	7,500	841	7,500	841
名義書換事務代行会社報酬(注4)	5,995	673	5,639	633
保管受託銀行取引手数料(注9)	3,150	353	3,735	419
印刷費用	15,541	1,744	23,587	2,646
控除：払戻された費用(注4)	-	-	(61,068)	(6,851)
その他の報酬 - 純額	<u>245,057</u>	<u>27,493</u>	<u>209,595</u>	<u>23,514</u>
費用合計	<u>540,050</u>	<u>60,588</u>	<u>289,150</u>	<u>32,440</u>
投資純収益	<u><b>377,343</b></u>	<u><b>42,334</b></u>	<u><b>85,006</b></u>	<u><b>9,537</b></u>
投資有価証券に係る実現利益	<u>9,015</u>	<u>1,011</u>	<u>2,455</u>	<u>275</u>
投資有価証券に係る実現(損失)	<u>(193)</u>	<u>(22)</u>	<u>(392)</u>	<u>(44)</u>
投資有価証券に係る実現純利益	<u><b>8,822</b></u>	<u><b>990</b></u>	<u><b>2,063</b></u>	<u><b>231</b></u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

## モルガン・スタンレー・マネーマーケット・ファミリー

## 米ドル・ファンド

## 純資産変動計算書

2017年2月28日に終了した6か月間

(未監査)

	2017年2月28日		2016年2月29日	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
運用				
投資純収益	377,343	42,334	85,006	9,537
投資有価証券に係る実現純利益	8,822	990	2,063	231
運用による純資産の純増加額	<u>386,165</u>	<u>43,324</u>	<u>87,069</u>	<u>9,768</u>
受益証券取引：				
受益証券の発行手取金	47,566,599	5,336,497	90,876,525	10,195,437
受益証券への再投資分配金(注3)	311,249	34,919	69,407	7,787
受益証券買戻し	<u>(63,900,011)</u>	<u>(7,168,942)</u>	<u>(158,653,126)</u>	<u>(17,799,294)</u>
受益証券取引による純資産の減少額	<u>(16,022,163)</u>	<u>(1,797,526)</u>	<u>(67,707,194)</u>	<u>(7,596,070)</u>
受益者に代わって支払われた源泉税	(74,916)	(8,405)	(17,662)	(1,981)
再投資された分配金(注3)	<u>(311,249)</u>	<u>(34,919)</u>	<u>(69,407)</u>	<u>(7,787)</u>
分配金合計	<u>(386,165)</u>	<u>(43,324)</u>	<u>(87,069)</u>	<u>(9,768)</u>
純資産の減少額	(16,022,163)	(1,797,526)	(67,707,194)	(7,596,070)
期首現在純資産	<u>235,993,737</u>	<u>26,476,137</u>	<u>291,208,893</u>	<u>32,670,726</u>
期末現在純資産	<u><u>219,971,574</u></u>	<u><u>24,678,611</u></u>	<u><u>223,501,699</u></u>	<u><u>25,074,656</u></u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

## モルガン・スタンレー・マネーマーケット・ファミリー

## 中間財務書類に対する注記

2017年2月28日現在

(未監査)

## 1 一般的情報：

本書において使用される用語で定義のないものについては、モルガン・スタンレー・マネーマーケット・ファミリー(以下「トラスト」という。)の目論見書に記載のものと同じ意味を有するものとする。

トラストは、ルクセンブルグ大公国の法律に基づきアンブレラ型の共有持分型投資信託(“fonds commun de placement”)としてルクセンブルグにおいて設定され、ルクセンブルグに登記上の事務所を有する。

トラストは、オルタナティブ投資ファンド運用者(以下「オルタナティブ投資ファンド運用者」または「AIFM」という。)に関する2011年6月8日付の欧州議会および欧州理事会の指令2011/61/EUを実施する、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日法(その後の改正を含む。以下「AIFM法」という。)に基づくオルタナティブ投資ファンド(以下「AIF」という。)としての資格を有しており、ルクセンブルグの監督当局(以下「CSSF」という。)の監督に服している。

トラストは現在、米ドル・ファンド(以下「ファンド」という。)を募集している。米ドル・ファンドは1997年7月24日に投資運用を開始した。ファンドは、欧州証券規制当局委員会ガイドライン(「ガイドラインCESR/10-049」)により短期マネーマーケット・ファンドとみなされる。

ファンドは、経常収益を分配しつつ、投資元本を維持し高い流動性を保つことを目的とする。ファンド資産の50%超は、日本国の法令に基づき日本の規制当局により求められる限り、日本国の金融商品取引法(以下「金融商品取引法」という。)に定める有価証券(ただし、金融商品取引法第2条第2項各号に掲げる有価証券を除く。)に常に投資される。

トラストは改正2010年12月17日法のパート に服する。

## 2 重要な会計方針の要約：

トラストの財務書類は、ルクセンブルグ当局の法定報告要件に従って作成されている。トラストの会計に関しては、2017年2月28日に終了した期間において、ルクセンブルグの投資信託に関する法令上の要件と米国で使用される一般に公正妥当と認められた会計原則(以下「GAAP」という。)との間で、調整を要する重要な差異はなかった。

## (a) 組入金融商品の評価

有価証券、金融市場商品およびその他の金融商品は、償却原価法により評価される。この方法に基づき、償却原価は、当該金融商品をその取得原価で評価し、その後、金融商品の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引額または額面超過額を満期に至るまで均等額で償却することを前提として決定される。

ファンドの保有するポートフォリオは、市場相場で計算された純資産価格と償却原価法により計算された純資産価格との間に差異がないか判断するため、管理会社の取締役会およびオルタナティブ投資ファンド運用者により、またはその指示に基づき定期的に見直される。既存の受益者である投資家に対して大幅な希薄化またはその他の不利益をもたらす可能性のある差異の存在が認められる場合、管理会社およびオルタナティブ投資ファンド運用者は、キャピタル・ゲインまたはキャピタル・ロスを実現させるために、期限前に組入金融商品を売却するか、もしくは利用可能な市場相場を用いて受益証券1口当たりの純資産価格を計算するなど、必要かつ適切とみなされる是正措置をとる。

## (b) 受取利息

受取利息は日々発生し、額面超過額の償却および割引額の増価を含んでいる。受取利息は発生主義に基づいて認識される。

### 3 配当および分配：

元本成長型受益証券を除き、管理会社は、各クラスの受益証券1口当たりの純資産価格を1米セント(米ドル・ファンドの場合)に維持することができる範囲で、毎日分配を宣言することを企図している。当期間中の元本成長型受益証券の運用は行われなかった。

毎月の最終ファンド取引日に宣言され、(当該最終ファンド取引日の前日(同日を含む)までに)発生し、未払いであるすべての分配金は(受益者の国の分配金についての源泉税および支払うことが要求されるその他の税金(もしあれば)を控除後)、当該最終ファンド取引日の直前のファンド取引日に決定される受益証券1口当たりの純資産価格で自動的に再投資され、これにつき受益証券が発行される。

### 4 管理契約、管理事務契約、ポートフォリオ運用契約、販売契約およびサービス・エージェント契約：

管理会社は、2014年7月22日付で、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント(ACD)リミテッドをAIFM法第4条に定める外部のオルタナティブ投資ファンド運用者として任命している。オルタナティブ投資ファンド運用者は、管理会社の取締役会の全般的な監督、承認および指示に従い、目論見書および約款に記載の投資方針および目的に基づき、特定のポートフォリオ運用、流動性管理、リスクおよびコンプライアンス管理のサービス、ならびに管理会社とオルタナティブ投資ファンド運用者との間で随時合意するその他のサポートをAIFMDの規定に従って提供する。オルタナティブ投資ファンド運用者は、ファンドの資産から四半期毎に支払われる平均純資産価額の0.05%(年率)を上限とするオルタナティブ投資ファンド運用者報酬を受領する権利を有するが、4ページの損益計算書において開示されたとおり自発的に当該報酬を放棄することを選択している。

(注1)

(注1) 2016年6月23日付で英国は国民投票によりEUからの離脱を採択した。英国とEUとの将来的な関係性について、特に英国法人であるオルタナティブ投資ファンド運用者がルクセンブルグ籍のAIFのスポンサーとなることを認める現在の「パスポート制度」に関して不確実性が存在すると考えられている。オルタナティブ投資ファンド運用者と管理会社は、ファンドおよびその受益者に対する潜在的影響に誠実に対処し適切に報告を行うべく、上記の点ならびにBrexitに関連するその他すべての展開について注意深く監視を行っている。

オルタナティブ投資ファンド運用者は、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク(以下「ポートフォリオ運用者」という。)に米ドル・ファンドのポートフォリオ運用業務を委託している。ポートフォリオ運用者の業務は投資顧問会社が従前行っていた業務と同じである。

管理会社は、ファンドに対し四半期毎に3,750米ドルの報酬を受領する権利を有する。オルタナティブ投資ファンド運用者は、提供したポートフォリオ運用業務に対して、助言を受けるファンドの日々の平均純資産額の0.25%(年率)で日割り計算された報酬を、四半期毎の管理報酬を控除して四半期毎に受領する権利を有する。オルタナティブ投資ファンド運用者はこれらのポートフォリオ運用報酬をポートフォリオ運用者に支払うが、ファンドの資産から直接ポートフォリオ運用者に対して、ポートフォリオ運用報酬が支払われるように要請することもできる。ポートフォリオ運用報酬は当期間中において自発的に一部が放棄された。

トラストの管理事務代行会社であるステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エーは、資産額に基づく報酬を受領する権利を有する。

保管受託銀行は、ルクセンブルグの通常の慣行に従い、トラストの資産から保管報酬を受領する権利を有する。かかる報酬はトラストの純資産総額に基づき、毎月支払われる。さらに、平均純資産価額の0.01%の年間保管報酬が保管受託銀行に支払われる。

トラストに請求される費用には名義書換事務代行会社の費用も含まれる。

モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社(以下「代行協会員」という。)は、ファンドに提供した代行協会員業務に対して、ファンドの日々の平均純資産額の年率0.08%の報酬をファンドから四半期毎に支払われる。代行協会員は、その裁量による終了を条件として、その報酬の一部を放棄することに自発的に同意しており、その

ため、ファンドは、2017年2月28日に終了した期間中に、日々の平均純資産額の0.015%を請求されるにとどまった。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、ひろぎんウツミ屋証券株式会社、株式会社SBI証券、株式会社三菱東京UFJ銀行、東海東京証券株式会社、農林中央金庫は、米ドル・ファンドの日本における販売会社として活動している。これらの販売会社は、最大でファンドの日々の平均純資産額の0.40%(年率)で日割り計算される販売報酬を四半期毎に受領する権利を有する。これらの販売会社は、当該各会社の裁量による終了を条件として、かかる報酬の一部を権利放棄することに自発的に同意しており、そのため、2017年2月28日に終了した期間中に、米ドル・ファンドは、日々の平均純資産額の0.24%を請求されるにとどまった。

オルタナティブ投資ファンド運用者およびポートフォリオ運用者による自発的な報酬放棄に加えて、オルタナティブ投資ファンド運用者はファンドのその他の費用も負担することを選択している。その結果総経費率は0.50%であった。この財務書類に対する注記に記載されている各種報酬の任意の権利放棄がなければ、ファンドの費用はより高額になっていたはずである。

## 5 リスク特性および管理：

トラストは、トラストに適用される取引ならびに投資戦略および目的を定めた厳格な投資ガイドラインを遵守し、詳細なリスク管理の枠組みの中で運用される。

オルタナティブ投資ファンド運用者は、トラストのポートフォリオ運用およびリスク管理について責任を有する。オルタナティブ投資ファンド運用者は、そのリスク管理業務の枠組みにおいて、ファンドの投資戦略に関係するすべてのリスクの検出、測定、管理および追跡を適切な方法で行うため、適切なリスク管理システムを導入している。

ポートフォリオ運用者は、的確なリスク管理の枠組みを確立する責任を負っている。ポートフォリオ運用者の専門的判断は、トラストのリスク管理プロセスの主要な構成要素であり、潜在的リスクをめぐる顧客制限とガイドラインの双方の遵守を確実に行う責任を負っている。

米ドル・マネーマーケット・ファンドが保有する金融商品に伴うリスクは、以下のとおり定義される。

### 市場リスク

米ドル・ファンドは、経常収益を分配しつつ、投資元本を維持し高い流動性を保つことを投資目的とする。市場リスクには潜在利益と潜在損失の双方が存在するため、特定の市場環境では、受益者は当初投資した金額を回収することができないことがある。ファンドの市場リスク管理戦略は、その投資目的によって決定される。

オルタナティブ投資ファンド運用者は、ファンドのリスク特性を決定し、それがファンドの規模、ポートフォリオ構成、戦略、投資目的に照らして適切なものであることを確認する。

### 金利変動リスク

ファンドの組入証券の価値は、金利変動の影響を受けることがある。通常、金利が上昇した場合債券価値は下落し、反対に金利が低下した場合債券価値は上昇する可能性が高い。利回りの高い有価証券は、金利変動に対する感応度が高い傾向がある。変動利付証券では、その収益は金利変動に直接連動している。

ファンドの組入証券は、償却原価法により評価される。この評価方法は、金融商品を取得原価で評価し、当該証券が満期まで保有されると想定して、以後当該金融商品の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引額またはプレミアム分を満期に至るまで均等額で償却することを前提としている。この方法は、評価面での確実性を提供するものの、償却原価法によって決定される評価額が当該金融商品を売却した場合にファンドが受領する売却代金より高額であったり低額であったりする場合が生ずる結果となる。ファンドの組入証券は、市場価格に基づき計算される純資産価格と償却原価法により計算される純資産価格との間の乖離を判定するため、管理会社およびオルタナティブ投資ファンド運用者の取締役会により、またはその指示により定期的に見直される。既存の受益者に対して重大な希薄化またはその他の不公正な結果をもたらす可能性のある乖離の存在が認められた場合、管理会社およびオルタナティブ投資ファンド運用者は、必要かつ適切とみなされる調整的措置を行う。

これにはキャピタル・ゲインまたはキャピタル・ロスを実現させるために、満期前に組入銘柄を売却することや入手可能な市場相場を用いて1口当たり純資産価格を計算することが含まれる。

### **カウンターパーティー・リスク**

ファンドは、有価証券取引の相手方および買戻条件付契約またはその他の契約を締結する相手方に対する信用リスクにさらされることがある。その結果、ファンドは決済不履行リスクを負うことがある。相手方に債務不履行が生じる限り、ファンドは収益の喪失、価値の下落、およびコストの増加を被ることがある。

このリスクは、信用格付け、組織の強み、ならびに目的のエクスポージャーを提供する能力といったいくつかの主要な分野にわたって相手方を慎重に評価し、優れた相手方のみと取引を行うことで低減される。オルタナティブ投資ファンド運用者には、相手方の信用力を確認するため、与信・リスク管理グループを含むモルガン・スタンレー全体のリソースを活用する相手方登録用の公式承認プロセスがある。

### **流動性リスク**

ファンドは、特定の状況において通常のマーケットの水準で売却することが困難または不可能なことがあり得る有価証券に投資することがある。その結果、ファンドは、このような有価証券に対して受領する価格が低かったり、またはファンドに損失をもたらすようなその他の有価証券の売却を強いられることがある。

満期まで397日を超えない容易に現金化できる短期の格付の高い米ドル建て有価証券および金融商品にファンドが投資できることは、ファンドの流動性リスク管理に役立っている。ファンドは、申込みおよび買戻しの決済を翌日に行う。

オルタナティブ投資ファンド運用者は、ファンドの流動性リスクを測定するために独自の流動性管理システムおよび手続きを設計しており、ファンドの流動性プロファイルがその義務に沿ったものとなるようにし、また特に目論見書および約款の規定に従って受益者の買戻請求に応じることができるようにする。オルタナティブ投資ファンド運用者は、通常および例外的な状況の下でのファンドの流動性リスクを評価および測定するために、定期的にストレス・テストを実施する。オルタナティブ投資ファンド運用者はまた、流動性を管理するために目論見書および約款の特定の規定に依拠することができ、例えば、買戻しが繰り延べられる可能性がある。ある取引日(以下、「関係取引日」という。)において受領された買戻請求の合計が、かかる関係取引日のファンドの発行済受益証券総数の10%を超えるファンドの受益証券口数であった場合、管理会社はすべての買戻請求を10%の水準を超えないように按分して繰り延べる権利を有する。このように減少された関係取引日に関する買戻請求は、常にこの10%の制限に従いながら、翌取引日に受領されたその後の買戻請求に優先して実行される。

### **信用リスク**

発行体および相手方が有価証券および買戻条件付契約に対する支払いを行わないリスクが存在する。かかる債務不履行は、ファンドに損失をもたらす可能性がある。信用格付の低い有価証券は債務不履行リスクが高く、格付の高い有価証券と比べて価格のボラティリティが大きく、流動性水準が低いことがある。

ファンドは、債権取引に伴う発行体リスクにもさらされている。

支払期限が到来した時に政府がその債務の条件に従って元本および/または利息の返済を行うことができないか、または返済する意図がないリスクがある。結果的に、政府機関がそのソブリン債に関して債務不履行となることがある。ソブリン債の保有者は、債務の繰り延べへの参加や政府機関への追加融資の実行を要求されることがある。政府機関による債務不履行の対象となったソブリン債の全部または一部を回収することができる破産手続は存在しない。

有価証券に付与される信用格付けは、変更される可能性がある。ファンドは、購入後に格下げされた有価証券への投資を継続することがある。格下げされた有価証券に投資するファンドは、その資産の価値の下落を被ることがある。

このリスクは、受益証券が機関投資家向けに限定され、ポートフォリオの加重残存満期が90日を超えず、公認の格付機関から可能な限り最高の格付けを取得している金融機関に積立金を入金することで管理されている。

### **オルタナティブ投資ファンド運用者/ポートフォリオ運用者および利益相反**



オルタナティブ投資ファンド運用者またはポートフォリオ運用者は、トラストに対するそれぞれの義務に関連して利益相反が生じることがある。ただし、オルタナティブ投資ファンド運用者またはポートフォリオ運用者は、可能な限りかかるすべての潜在的な利益相反が公正に、かつ受益者の最大の利益となるように解消されるようにする。オルタナティブ投資ファンド運用者またはポートフォリオ運用者は、一つまたは複数の顧客のために投資判断を行うこと、取引を実行すること、および投資ポジションを維持することができ、これが他の顧客の利益に影響を及ぼすことがあり、オルタナティブ投資ファンド運用者またはポートフォリオ運用者にとって利益相反を引き起こすことがある。特に、オルタナティブ投資ファンド運用者もしくはポートフォリオ運用者および/またはそのスタッフがある資産運用委託、金融商品または顧客から他のものよりも高い報酬を得る場合がある。かかる利益相反は、例えば、オルタナティブ投資ファンド運用者またはポートフォリオ運用者が異なる顧客のために同時に同じ有価証券を売買する時、または異なる顧客のために同時に逆方向のマーケット・エクスポージャーを有する同一商品の市場ポジションを維持する時に生じる。オルタナティブ投資ファンド運用者またはポートフォリオ運用者は、かかる利益相反が特に多く見られることがあるロングオンリー、ロング・ショート、ショートオンリーの資産運用委託を行うことができる。かかる投資判断、取引またはポジションは、実施または採用される取引および投資判断が、オルタナティブ投資ファンド運用者またはポートフォリオ運用者の資産運用委託、商品、または顧客の資産運用委託、商品のいずれにも不当な利益または不利益を生まずに、かつかかる顧客のための関連資産運用委託および投資ガイドラインに沿って適切に統合され、また配分されるように設計ならびに確立された方針および手続きに従って採用、実施および維持される。

なお、特定の状況においては、かかる利益相反の管理が顧客にとっての投資機会の喪失をもたらすことがあり、またはオルタナティブ投資ファンド運用者もしくはポートフォリオ運用者がかかる利益相反がなければ取引を行ったであろう方法とは異なる形で取引を行い、マーケット・エクスポージャーを維持させることがあり、これは投資パフォーマンスに悪影響を与えることがある。

### 保管リスク

ファンドの資産は、保管受託銀行に預託され、保管受託銀行の帳簿において各ファンドに属するものとして特定されている。現金以外の資産は保管受託銀行のその他の資産から分別されており、これによって保管受託銀行が破産した場合に資産を回収できないリスクが低減されるものの、かかるリスクを防止することにはならない。現金預金についてはこの方法による分別は行われておらず、よって、ファンドは保管受託銀行の一般債権者として破産時にさらされるリスクが増加する。

ファンドの資産は、ファンドが投資する国で保管受託銀行が任命した副保管受託銀行によって保管されることもあり、それ故、保管受託銀行が法的義務を遵守しているにもかかわらず、これらの副保管受託銀行の破産リスクにさらされる。副保管受託銀行の法域において資産の保有を対象とする法令上の保護は、弱いことがある。

このリスクは、信用格付け、組織の強みといったいくつかの主要分野にわたって保管受託銀行を慎重に評価し、最も有力な者のみを任命することで管理される。

## 6 税金：

トラストは税務上ルクセンブルグ法に服す。現行法および慣行に従い、トラストはルクセンブルグにおける所得、実現利益に関する課税が免除されており、またトラストから支払われる分配金に関してモルクセンブルグの源泉税が免除されている。

トラストはルクセンブルグにおいてその純資産に対し0.01%（年率）の軽減税率による年次税（taxe d'abonnement）の支払義務がある。ただし、2010年12月17日法第175 b)条によって、トラストは次の基準、つまり(i) トラストの受益証券は機関投資家のために留保されなければならないこと、(ii) トラストのポートフォリオの唯一の目的は短期金融商品および/または信用機関への預金に対する投資でなければならないこと、(iii) トラストのポートフォリオの満期までの平均残存期間は90日を超えてはならないこと、および(iv) トラストは

公認の格付機関による最高の格付けを取得しなければならないこと、を満たすことにより当該年次税の免除が受けられる。

管理会社はルクセンブルグの付加価値税の申告を行っている。管理会社は、トラストのために管理会社に対して提供されたサービスに関して、ルクセンブルグ国外から受けたサービス(ルクセンブルグの付加価値税規則に基づき課税対象とみなされるもの)にかかるルクセンブルグ付加価値税について自己申告が義務付けられている。

#### 7 関連当事者との取引および関係者：

管理会社、オルタナティブ投資ファンド運用者、ポートフォリオ運用者および主販売会社は注4に記載される契約の約定に基づくトラストの関連当事者であり、報酬の支払いを受ける権利を有している。

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・エス・エーの取締役であるジュディス・イーデンおよびアンドリュー・マックは、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント(ACD)リミテッドの取締役でもある。

当期間中に発生したファンドのポートフォリオ取引において関係企業またはブローカーを通じて行われたものはなかった。

#### 8 投資有価証券変動明細表：

当期間中の投資有価証券変動明細表は、管理会社の登記上の事務所において無料で入手可能である。

#### 9 特別な取決めに服する資産：

当期間中に特別な取決めに服する資産はなかった。

#### 10 取引コスト：

取引コストとは、ブローカー手数料、売買手数料ならびに持分の売買および他のファンドへの投資に関連する税金と定義されている。保管受託銀行による取引コストは損益計算書の「保管受託銀行の取引手数料」に含まれている。

2017年2月28日に終了した期間中に、トラストに対して請求された取引コストはない。

債券投資に対する取引コストは個別に認識することができない。これらの投資に関しては、取引コストは売買価格に含まれている。

#### 11 レバレッジ：

ファンドのレバレッジとはファンドのエクスポージャーを増加させる手法として定義され、現金または有価証券の借入れ、金融デリバティブ商品に組み込まれたレバレッジ、買戻条件付契約または売戻条件付契約の利用、証券貸付を通じて行われるものか、その他の手段によるものかを問わない。

レバレッジの水準は、ファンドの純資産価格の割合として表され、ファンドのエクスポージャーとその純資産価格の比率を示している。ファンドのエクスポージャーは、「グロス法」および「コミットメント法」という二つの累積的手法に基づき、オルタナティブ投資ファンド運用者によって計算される。グロス法はファンドの全体的なエクスポージャーを提供するのに対して、コミットメント法は、ファンドが利用するヘッジとネットティングの技法に関する情報を提供する。

レバレッジは、オルタナティブ投資ファンド運用者によって常に管理され、グロス法に基づくファンドの純資産価格の100%、およびコミットメント法に基づくファンドの純資産価格の100%を超えないものとする。2017年2月28日現在のグロス・レバレッジおよびネット・レバレッジはともに41.50%であった。

レバレッジの測定は、AIFMDと譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(UCITS)とでは異なることに留意されたい。このため、同一のファンドでも、AIFMDのレバレッジ方針が適用される場合、UCITS指令の場合に比べて、金額の異なるレバレッジがかけられることがある。

12 証券金融取引：

当期間中に、ファンドは、EU規則2015/2365第3条に定義される証券金融取引を行わなかった。

13 後発事象：

ボルカー・ルールによりアメリカ合衆国の銀行等がスポンサーとなっているすべての投資信託の名称は、スポンサーの名称またはブランドを削除する変更が必要とされている。よって、2017年7月17日のボルカー・ルールの期限前にトラストの名称が変更される。

## (2) 投資有価証券明細表等

モルガン・スタンレー・マネーマーケット・ファミリー  
米ドル・ファンド

## 投資有価証券明細表

2017年2月28日現在

(米ドルで表示)

発行体	通貨	額面金額	利回り / 利率	償還日	償却原価	純資産 割合%
譲渡性のある有価証券および短期金融商品						
変動利付債 - 38.97%						
ANZ New Zeland International Ltd	USD	2,000,000	1.32	2017/03/30	1,999,827	0.91
ASB Finance Ltd	USD	3,000,000	1.53	2017/08/01	3,005,970	1.37
BNZ International Funding Ltd	USD	2,000,000	1.17	2017/07/05	2,001,148	0.91
Bank of Nova Scotia	USD	5,700,000	1.32	2017/04/11	5,701,293	2.59
Canadian Imperial Bank of Commerce	USD	2,000,000	1.21	2017/08/09	2,001,271	0.91
Commonwealth Bank of Australia	USD	2,000,000	1.31	2017/05/17	2,000,007	0.91
Credit Suisse AG	USD	1,000,000	1.54	2017/05/26	1,000,570	0.45
Credit Suisse AG	USD	5,000,000	1.47	2017/07/10	5,000,000	2.27
Credit Suisse AG	USD	1,000,000	1.82	2017/08/16	1,001,769	0.46
DNB Bank ASA	USD	3,000,000	1.26	2017/03/27	3,000,000	1.36
HSBC Bank USA NA	USD	1,000,000	1.47	2017/05/12	1,000,660	0.45
HSBC Bank USA NA	USD	2,800,000	1.58	2017/08/04	2,803,323	1.27
HSBC Bank USA NA	USD	3,000,000	1.60	2017/08/18	3,004,895	1.37
HSBC Bank Plc	USD	2,000,000	1.11	2017/09/15	2,000,000	0.91
ING (US) Funding LLC	USD	3,000,000	1.19	2017/08/01	3,000,000	1.36
J.P. Morgan Securities	USD	3,400,000	1.23	2017/04/26	3,400,019	1.55
J.P. Morgan Securities	USD	3,500,000	1.36	2017/07/24	3,500,000	1.59
Mizuho Bank Ltd	USD	1,000,000	1.45	2017/04/17	1,000,233	0.45
Mizuho Bank Ltd	USD	4,000,000	1.38	2017/07/13	4,000,018	1.82
Mizuho Bank Ltd	USD	2,000,000	1.53	2017/03/07	2,000,000	0.91
National Australia Bank Ltd	USD	1,332,000	1.39	2017/10/13	1,332,257	0.61
National Australia Bank Ltd	USD	900,000	1.34	2017/10/27	899,789	0.41
Royal Bank of Canada	USD	1,250,000	1.28	2017/10/13	1,251,332	0.57
Skandinaviska Enskilda Banken AB	USD	5,900,000	1.52	2017/08/17	5,907,929	2.68
State Street Bank & Trust Co	USD	2,000,000	1.28	2017/03/30	2,000,391	0.91
Sumitomo Mitsui Banking Corp	USD	1,400,000	1.38	2017/07/03	1,401,212	0.64
Svenska Handelsbanken AB	USD	1,300,000	1.44	2017/04/21	1,300,592	0.59
Svenska Handelsbanken AB	USD	1,000,000	1.50	2017/08/24	1,001,515	0.46
Svenska Handelsbanken AB	USD	2,200,000	1.50	2017/08/01	2,200,484	1.00
Svenska Handelsbanken AB	USD	3,000,000	1.16	2017/07/07	2,999,800	1.36
Toronto Dominion Bank	USD	7,500,000	1.42	2017/10/16	7,505,929	3.41
Westpac Securities New Zealand Ltd	USD	2,000,000	1.09	2017/09/07	2,000,000	0.91
Westpac Banking Corp	USD	500,000	1.31	2017/03/03	500,000	0.23
Westpac Banking Corp	USD	3,000,000	1.43	2017/09/22	3,004,110	1.37
変動利付債合計					85,726,343	38.97
割引債 - 31.64%						
Federal Home Loan Discount Note	USD	1,500,000	-	2017/03/01	1,500,000	0.68
Federal Home Loan Discount Note	USD	9,000,000	-	2017/03/03	8,999,743	4.09
Federal Home Loan Discount Note	USD	5,200,000	-	2017/03/06	5,199,624	2.36
Federal Home Loan Discount Note	USD	3,400,000	-	2017/03/07	3,399,714	1.55
Federal Home Loan Discount Note	USD	9,500,000	-	2017/03/10	9,498,769	4.32
Federal Home Loan Discount Note	USD	2,600,000	-	2017/03/14	2,599,510	1.18
Federal Home Loan Discount Note	USD	4,700,000	-	2017/03/22	4,698,574	2.14
Federal Home Loan Discount Note	USD	8,515,000	-	2017/03/24	8,512,192	3.87
Federal Home Loan Discount Note	USD	5,100,000	-	2017/03/27	5,098,080	2.32
Federal Home Loan Discount Note	USD	5,000,000	-	2017/03/28	4,998,050	2.27
Federal Home Loan Discount Note	USD	13,600,000	-	2017/03/29	13,594,522	6.18
Federal Home Loan Discount Note	USD	1,500,000	-	2017/03/30	1,499,390	0.68
割引債合計					69,598,168	31.64
コマーシャル・ペーパー - 20.44%						
発行体	通貨	額面金額	利回り / 利率	償還日	償却原価	純資産 割合%

ABN AMRO Funding USA LLC	USD	4,000,000	-	2017/04/17	3,993,681	1.82
Crédit Agricole	USD	10,000,000	-	2017/03/07	9,998,883	4.55
DBS Bank Ltd	USD	1,500,000	-	2017/04/11	1,498,121	0.68
DBS Bank Ltd	USD	2,000,000	-	2017/04/12	1,997,433	0.91
DBS Bank Ltd	USD	5,000,000	-	2017/05/10	4,990,181	2.27
Erste Abwicklungsanstalt	USD	5,500,000	-	2017/05/31	5,484,429	2.49
Oversea-Chinese Banking Corp Ltd	USD	5,000,000	-	2017/05/17	4,989,199	2.27
Sumitomo Mitsui Banking Corp	USD	4,000,000	-	2017/04/18	3,994,453	1.82
Suncorp Metway Ltd	USD	3,000,000	-	2017/08/15	2,981,213	1.36
United Overseas Bank Ltd	USD	5,000,000	-	2017/03/17	4,997,578	2.27
コマーシャル・ペーパー合計					<u>44,925,171</u>	<u>20.44</u>

## 固定利付債 - 5.23%

ANZ New Zealand International Ltd	USD	1,042,000	1.40	2017/04/27	1,042,568	0.47
Credit Suisse AG	USD	3,000,000	1.38	2017/05/26	3,000,523	1.36
DNB Bank ASA	USD	4,640,000	3.20	2017/04/03	4,648,080	2.11
Mizuho Bank Ltd	USD	2,830,000	1.30	2017/04/16	2,830,076	1.29
固定利付債合計					<u>11,521,247</u>	<u>5.23</u>

## 譲渡性預金証書 - 3.77%

Bank of America NA	USD	1,300,000	1.18	2017/03/03	1,300,013	0.59
Bank of Montreal	USD	5,000,000	1.08	2017/04/04	4,999,998	2.27
DG Bank	USD	2,000,000	1.20	2017/04/24	2,000,000	0.91
譲渡性預金証書合計					<u>8,300,011</u>	<u>3.77</u>

譲渡性のある有価証券および短期金融商品合計

220,070,940 100.05

投資有価証券合計

220,070,940 100.05

その他の負債の資産超過分

(99,366) (0.05)

純資産合計

219,971,574 100.00

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

## 第三部 特別情報

### 第1 管理会社の概況

#### 1 管理会社の概況

##### 資本金の額

##### <訂正前>

2016年10月末日現在、授權資本および払込済資本金は54万7,500米ドル(約57百万円)で、全額払込済である。また、1株1,500米ドル(約15万7,290円)の記名株式365株を発行済である。

(後略)

##### <訂正後>

2017年3月末日現在、授權資本および払込済資本金は54万7,500米ドル(約61百万円)で、全額払込済である。また、1株1,500米ドル(約16万8,285円)の記名株式365株を発行済である。

(注) 米ドルの円貨換算は、便宜上、平成29年3月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=112.19円)による。

(後略)

#### 2 事業の内容及び営業の概況

##### <訂正前>

管理会社は、その目的達成のため、ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日法第16章に規定された制限の範囲内で、有用とみなされる業務を行うことができる。管理会社は、ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換ならびにトラスト資産に直接または間接に付随する権利の行使を含む管理運用業務を行う。管理会社はモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント (ACD) リミテッドをAIFM法第4条に定める外部のオルタナティブ投資ファンド運用者として任命している。オルタナティブ投資ファンド運用者は、管理会社の取締役会の全般的な監督、承認および指示に従い、目論見書および約款に記載の投資方針および目的に基づき、特定のポートフォリオ運用、流動性管理、リスクおよびコンプライアンス管理のサービス、ならびに管理会社とオルタナティブ投資ファンド運用者との間で随時合意するその他のサポートを提供する。

(中略)

2016年10月末日現在、管理会社は、以下のファンドの管理を行っており、運用資産の総額は、約89,232百万円である(平成28年10月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=104.86円)で計算。)

設立国	種類	本数	通貨	純資産額の合計
ルクセンブルグ	契約型オープン・エンド型投資信託	3	米ドル	850,965,291米ドル (約89,232百万円)

## &lt; 訂正後 &gt;

管理会社は、その目的達成のため、ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日法（その後の改正を含む。）第16章に規定された制限の範囲内で、有用とみなされる業務を行うことができる。管理会社は、ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換ならびにトラスト資産に直接または間接に付随する権利の行使を含む管理運用業務を行う。管理会社はモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント（ACD）リミテッドをAIFM法第4条に定める外部のオルタナティブ投資ファンド運用者として任命している。オルタナティブ投資ファンド運用者は、管理会社の取締役会の全般的な監督、承認および指示に従い、目論見書および約款に記載の投資方針および目的に基づき、特定のポートフォリオ運用、流動性管理、リスクおよびコンプライアンス管理のサービス、ならびに管理会社とオルタナティブ投資ファンド運用者との間で随時合意するその他のサポートを提供する。

（中 略）

2017年3月末日現在、管理会社は、以下のファンドの管理を行っており、運用資産の総額は、約98,117百万円である（平成29年3月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル = 112.19円）で計算。）。

設立国	種類	本数	通貨	純資産額の合計
ルクセンブルグ	契約型オープン・エンド型投資信託	2	米ドル	874,563,877米ドル (約98,117百万円)

[次へ](#)

### 3 管理会社の経理状況

管理会社の経理状況については、以下のとおり更新される。

管理会社の最近事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。

管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるデロイト・オーディット・ソシエテ・ア・レスポンサビリテ・リミテから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）を添付のとおりに受領している。

管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2017年3月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=112.19円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

[次へ](#)



## (1) 貸借対照表

## モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・エス・エー

## 貸借対照表

2016年12月31日現在

	注記	2016年		2015年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
資産					
流動資産					
債権					
関連企業からの未収金：					
- 1年以内期限到来	3	224,829	25,224	142,586	15,997
その他の債権：					
- 1年以内期限到来	4	24,006	2,693	25,043	2,810
銀行預金		637,393	71,509	803,420	90,136
資産合計		<b>886,228</b>	<b>99,426</b>	<b>971,049</b>	<b>108,942</b>
資本金、準備金および負債					
資本金および準備金					
引受済資本金	5	547,500	61,424	547,500	61,424
準備金					
法定準備金		15,096	1,694	15,096	1,694
その他準備金		30,337	3,404	30,337	3,404
前期繰越利益金		201,950	22,657	202,970	22,771
当期利益 / (損失)		1,624	182	(1,020)	(114)
		796,507	89,360	794,883	89,178
債務					
関連企業への未払金：					
- 1年以内期限到来	6	85,423	9,584	170,377	19,115
その他の債務					
税務当局	7	4,298	482	4,430	497
その他の債務：					
- 1年以内期限到来		-	-	1,359	152
資本金、準備金および負債合計		<b>886,228</b>	<b>99,426</b>	<b>971,049</b>	<b>108,942</b>

添付の注記は当年次財務書類の一部である。

## (2) 損益計算書

## モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・エス・エー

## 損益計算書

2016年12月31日終了年度

	注記	2016年		2015年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
受取管理報酬	8	45,000	5,049	49,375	5,539
管理報酬	9	2,482	278	(14,562)	(1,634)
その他の営業費用	10	(40,617)	(4,557)	(27,419)	(3,076)
その他の未収利息および類似の収益	11				
- 関連企業からの受領		1,529	172	598	67
- その他の利息および類似の収益		-	-	806	90
		<u>1,529</u>	<u>172</u>	<u>1,404</u>	<u>158</u>
未払利息および類似の費用:	12				
- 関連企業に係る		(2,537)	(285)	(2,771)	(311)
- その他の利息および類似の費用		(43)	(5)	-	-
		<u>(2,580)</u>	<u>(289)</u>	<u>(2,771)</u>	<u>(311)</u>
損益に係る税金	13	(626)	(70)	(3,488)	(391)
税引後利益		5,188	582	2,539	285
上記項目に含まれないその他の税金	14	(3,564)	(400)	(3,559)	(399)
当期利益		<u><u>1,624</u></u>	<u><u>182</u></u>	<u><u>(1,020)</u></u>	<u><u>(114)</u></u>

添付の注記は当年次財務書類の一部である。

[次へ](#)

## モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・エス・エー

## 年次財務書類に対する注記

2016年12月31日終了年度

## 注1 一般事項

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・エス・エー(以下「当社」という。)は、ルクセンブルグの1915年8月10日の商事会社法(改正済み)に定められる株式会社として1988年11月21日に設立され、その存続期間は無期限である。当社は投資信託(以下「UCI」という。)に関する2010年12月17日法(改正済み)第16章に定められる管理会社である。

当社の登記上の住所は、R.C.S. ルクセンブルグ B29 193、セニンガーバークL-2633 トレヴェ通り6B番である。

当社の事業年度は毎年1月1日から12月31日までである。

当社の主たる事業は、関連会社により販売促進されている投資信託の管理運用から成る。

当社の最終的な親会社および支配会社であり、当社が属し、かつグループの会計書類を作成している最大かつ最小の企業集団はモルガン・スタンレーであり、当社およびモルガン・スタンレーの他の子会社と共に「モルガン・スタンレー・グループ」を形成している。モルガン・スタンレーは、アメリカ合衆国のデラウェア州において設立され、その会計書類の写しは、www.morganstanley.com/investorrelationsから入手可能である。

当社の直接の親会社は、アメリカ合衆国のデラウェア州で登記されているモルガン・スタンレー・インターナショナル・ホールディングス・インクである。

年次財務書類に含まれる項目は、当社が営業を行う基本経済環境における通貨である米ドル(以下「米ドル」という。)で評価および表示されている。

**当期の経済状況**

2016年6月23日付で、英国(以下「英国」という。)の有権者は投票により欧州連合(以下「EU」という。)からの離脱を採択した。英国とEUとの将来的な関係性を予測することは難しく、この不確実性が短期的および中期的なグローバル金融市場のボラティリティを増加させている。2017年3月29日には、英国は正式にリスボン条約第50条を行使し、英国政府がEUとの間で離脱協定の交渉を予定している2年の交渉期間(期間延長の可能性がある。)が開始された。期間が延長されなければ、英国は2019年前半にはEUから離脱することが予想される。予定されるEUからの離脱に関する条件、および英国が最終的にEUと協議を行う予定の関係性に関する複数の代替モデルについては不確実なままである。しかし、英国政府は、英国がEUの単一市場から離脱し、モルガン・スタンレー等のヨーロッパで重要な営業活動を行っている金融機関に適用される法律上・規制上の枠組みを含む新しい関係性の段階的な実施を目指すことを宣言している。英国によるEU離脱の潜在的影響および可能な軽減策は、離脱の時期と移行協定または暫定協定の性質によって相当異なる可能性がある。

## 注2 重要な会計方針の要約

## 2.1 作成基準

年次財務書類の表示は、2002年12月19日法(改正済み)により義務付けられている。当社の年次財務書類はルクセンブルグ大公国における法令およびルクセンブルグの一般に認められた会計原則に従い作成されている。

2015年12月18日法を準拠するため貸借対照表および損益計算書の表示構成は前年度と比較して変更されている。

注2.2に記載のとおり、当社は外貨換算に関する未実現利益を認識している。これによるルクセンブルグの一般に認められた会計原則との相違は、2002年12月19日法(改正済み)第26条に従い、当社の資産、負債、財政状態および財務成績の真実かつ公正な概観を与えるために必要とみなされる。

**比較金額**

当期の表示に従うため、前年度の貸借対照表および損益計算書に対して特定の表示の変更が行われている。  
この変更による当期の利益/損失に対する影響はない。

## 2.2 外貨換算

当社の会計記録は米ドルで記帳されており、年次財務書類は当該通貨で表示されている。その他の通貨建ての金額は、以下に基づき基準通貨に換算される。

- その他の通貨で表示されている貸借対照表上のすべての貨幣項目は、貸借対照表日付の為替レートで換算される。ただし、非貨幣項目については取引日現在の実勢為替レートで換算される。
- その他の通貨建ての収益および費用は、取引日現在の実勢為替レートで米ドルに換算される。
- 実現および未実現為替損益は、損益計算書に反映される。

## 2.3 債権

流動資産に含まれる債権は、名目価値で評価される。見積り実現評価額が名目価値を下回った場合に評価調整がなされる。

## 2.4 債務

当社の債務は払戻価額で評価される。

### 注3 関連企業からの未収金

	2016年 (米ドル)	2015年 (米ドル)
<b>1年以内期限到来</b>		
関連企業からの未収金	224,829	142,586

### 注4 その他の債権

	2016年 (米ドル)	2015年 (米ドル)
<b>1年以内期限到来</b>		
未収管理報酬	11,250	11,250
未収税金還付請求額	12,756	13,793
	24,006	25,043

### 注5 資本金および準備金

	引受済資本金 (米ドル)	法定準備金 (米ドル)	その他準備金 (米ドル)	前期繰越 利益金 (米ドル)	当期利益/ (損失) (米ドル)	資本合計 (米ドル)
2016年1月1日現在残高	547,500	15,096	30,337	202,970	(1,020)	794,883
損益の配分				(1,020)	1,020	
当期利益					1,624	1,624
2016年12月31日現在残高	547,500	15,096	30,337	201,950	1,624	796,507

#### 引受済資本金:

授権済、引受済および全額払込済:	2016年 (米ドル)	2015年 (米ドル)
------------------	----------------	----------------

1株当たり額面1,500米ドルの株式365株

547,500

547,500

法定準備金：

ルクセンブルグの商會社法に基づき、当社は各事業年度の利益の少なくとも5%を法定準備金に繰入れなければならない。この要件は、法定準備金残高が引受済資本金の10%に達した場合に不要となる。法定準備金は株主に対する配当に利用することはできない。

2016年12月31日に終了した事業年度における利益に関して必要とされる法定準備金への繰入れは、当社の取締役により当社の年次会計書類が承認され次第行われる。

その他準備金：

	2016年 (米ドル)	2015年 (米ドル)
その他利用可能準備金	11,512	-
2010年分純資産税準備金	-	11,512
2011年分純資産税準備金	13,350	13,350
2012年分準資産税準備金	5,475	5,475
	<u>30,337</u>	<u>30,337</u>

改正純資産税法に基づき、当社は、想定される純資産税額の5倍に相当する準備金を維持することにより、純資産税負担を軽減することができる。当社は、2011年および2012年の純資産税額について配当不能準備金を設定している。

各年度中に本準備金として繰入れられた金額は5年間を経過した後でのみ準備金からの配当が可能となる。当該期間にかかる準備金が維持されていない場合は、金額に占める割合についての純資産税を支払う。

## 注6 関連企業への未払金

	2016年 (米ドル)	2015年 (米ドル)
<b>1年以内期限到来</b>		
関連企業への未払金	85,423	170,377

## 注7 その他の債務

	2016年 (米ドル)	2015年 (米ドル)
税務当局に対する支払い：		
未払純資産税	4,298	4,430
その他：		
<b>1年以内期限到来</b>		
未払金		1,359
	4,298	5,789

## 注8 受取管理報酬

当社は、関係会社により販売された各種投資信託についての管理運用業務のパフォーマンスについて管理報酬を受け取る。

## 注9 管理報酬

関連企業による管理報酬は、受取管理報酬の5%である最低のコマーシャル・ベースでのマージンを確保するよう、受領/負担した手数料/費用を示している。

## 注10 その他の営業費用

	2016年 (米ドル)	2015年 (米ドル)
監査報酬	22,483	17,819
取締役業務報酬	10,898	8,814
税務コンプライアンス報酬	3,671	
その他の費用	3,565	786
	40,617	27,419

## 注11 その他の未収利息および類似の収益

	2016年 (米ドル)	2015年 (米ドル)
<b>関連企業からの受領</b>		
貸付金に関する未収利息	1,529	598
	<u>1,529</u>	<u>598</u>
	2016年 (米ドル)	2015年 (米ドル)
<b>その他の利息および類似の収益</b>		
外国為替差益		806
	<u></u>	<u>806</u>

## 注12 未払利息および類似の費用

	2016年 (米ドル)	2015年 (米ドル)
<b>関連企業に係る</b>		
借入金に係る未払利息	2,537	2,771
	<u>2,537</u>	<u>2,771</u>
	2016年 (米ドル)	2015年 (米ドル)
<b>その他の利息および類似の費用</b>		
外国為替差損	43	
	<u>43</u>	<u></u>

## 注13 損益に係る税金

当社の所得税は、ルクセンブルグの法人税および地方事業税を示している。当社は実効法人税率29.22%で課税される。(2015年度:29.22%)

2015年、当社には、本店所在地または中心となる業務地がルクセンブルグにあり、かつ、固定資産、譲渡可能証券および銀行預金が総資産の90%を超えるすべての団体に適用される最低法人所得税が適用された。

所得税は以下のとおりである。

	2016年 (米ドル)	2015年 (米ドル)
所得税	626	3,488
	<u>626</u>	<u>3,488</u>
	<u>626</u>	<u>3,488</u>

## 注14 上記項目に含まれないその他の税金

当社には、本店所在地または中心となる業務地がルクセンブルグにあり、かつ、固定資産、譲渡可能証券および銀行預金が総資産の90%を超えるすべての団体に適用される最低純資産税が適用される。

	2016年 (米ドル)	2015年 (米ドル)
純資産税	3,564	3,559

## 注15 従業員情報、報酬、仮払金および貸付金

2016年12月31日に終了した年度中、当社には従業員はいなかった(2015年度:なし)。

当社は当期および前期において取締役に対して報酬を支払っていないが、当社に提供された取締役の業務に関して生じた手数料を負担した。取締役業務報酬は注10において開示されている。2016年12月31日に終了した年度中、当社は取締役に対して仮払いおよび貸付は行っていない(2015年度:なし)。

## 注16 継続企業の前提

当社は、当面の間は経営存続のために十分な財源を利用できる。したがって、引き続き継続企業の前提に基づき年次財務書類が作成される。

## 注17 後発事象

財務書類の日付以降、重要な事象はない。

[次へ](#)



## Morgan Stanley Asset Management S.A.

## BALANCE SHEET

As at 31 December 2016

	Note	2016 USD	2015 USD
<b>ASSETS</b>			
<b>Current Assets</b>			
<b>Debtors</b>			
Amounts owed by affiliated undertakings:			
- becoming due and payable within one year	3	224,829	142,586
Other debtors:			
- becoming due and payable within one year	4	24,006	25,043
Cash at bank		637,393	803,420
<b>TOTAL ASSETS</b>		<b>886,228</b>	<b>971,049</b>
<b>CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES</b>			
<b>Capital and Reserves</b>			
Subscribed capital	5	547,500	547,500
<b>Reserves</b>			
Legal reserve		15,096	15,096
Other reserve		30,337	30,337
Profit brought forward		201,950	202,970
Profit/(loss) for the financial year		1,624	(1,020)
		<b>796,507</b>	<b>794,883</b>
<b>Creditors</b>			
Amounts owed to affiliated undertakings:			
- becoming due and payable within one year	6	85,423	170,377
Other creditors			
Tax authorities	7	4,298	4,430
Other creditors:			
- becoming due and payable within one year		-	1,359
<b>TOTAL CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES</b>		<b>886,228</b>	<b>971,049</b>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

**Morgan Stanley Asset Management S.A.**  
**PROFIT AND LOSS ACCOUNT**  
**For the year ended 31 December 2016**

	Note	2016 USD	2015 USD
<b>Management fee income</b>	8	45,000	49,375
<b>Management fees</b>	9	2,482	(14,562)
<b>Other operating expenses</b>	10	(40,617)	(27,419)
<b>Other interest receivable and similar income:</b>	11		
- derived from affiliated undertakings		1,529	598
- other interest and similar income		-	806
		<u>1,529</u>	<u>1,404</u>
<b>Interest payable and similar expenses:</b>	12		
- concerning affiliated undertakings		(2,537)	(2,771)
- other interest and similar expenses		(43)	-
		<u>(2,580)</u>	<u>(2,771)</u>
<b>Tax on profit or loss</b>	13	(626)	(3,488)
<b>PROFIT AFTER TAXATION</b>		5,188	2,539
<b>Other taxes not shown under the preceding items</b>	14	(3,564)	(3,559)
<b>PROFIT FOR THE FINANCIAL YEAR</b>		<u>1,624</u>	<u>(1,020)</u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

*Key*

**Morgan Stanley Asset Management S.A.**  
**NOTES TO THE ANNUAL ACCOUNTS**  
**For the year ended 31 December 2016**

**1. GENERAL INFORMATION**

Morgan Stanley Asset Management S.A. (the "Company") was established on 21 November 1988 as a "Société Anonyme" within the definition of the Luxembourg Law of 10 August 1915, as amended, on commercial companies for an unlimited period of time. The Company is a Management Company within the definition of chapter 16 of Luxembourg Law of 17 December 2010 on Undertakings for Collective Investment ("UCI"), as amended.

The registered office of the Company is 6B, Route de Treves, L-2633 Senningerberg, R.C.S. Luxembourg B 29 193.

The financial year of the Company runs from the first of January until the thirty-first of December of each year.

The main activity of the Company consists of the administration and management of the collective investment undertakings promoted by related corporations.

The ultimate parent undertaking and controlling entity and the largest and smallest group of which the Company is a member and for which group accounts are prepared is Morgan Stanley which, together with the Company and Morgan Stanley's other subsidiary undertakings form the 'Morgan Stanley Group'. Morgan Stanley is incorporated in the state of Delaware, the United States of America and copies of its accounts can be obtained from [www.morganstanley.com/investorrelations](http://www.morganstanley.com/investorrelations).

The Company's immediate parent undertaking is Morgan Stanley International Holdings Inc. which is registered in the state of Delaware, in the United States of America.

Items included in the annual accounts are measured and presented in US dollars ("USD"), the currency of the primary economic environment in which the Company operates.

**Morgan Stanley Asset Management S.A.**  
**NOTES TO THE ANNUAL ACCOUNTS**  
**For the year ended 31 December 2016**

**1. GENERAL INFORMATION (CONTINUED)**

**Current market conditions**

On 23 June 2016, the United Kingdom ("UK") electorate voted to leave the European Union ("EU"). It is difficult to predict the future of the UK's relationship with the EU, which uncertainty may increase the volatility in the global financial markets in the short- and medium-term. On 29 March 2017, the UK formally invoked Article 50 of the Lisbon Treaty, which triggered a two-year period, subject to extension, during which the UK government is expected to negotiate its withdrawal agreement with the EU. Absent any extension, the UK is expected to leave the EU in early 2019. The terms and conditions of the anticipated withdrawal from the EU, and which of the several alternative models of relationship that the UK might ultimately negotiate with the EU, remain uncertain. However, the UK government has stated that the UK will leave the EU single market and will seek a phased period of implementation for the new relationship that may cover the legal and regulatory framework applicable to financial institutions with significant operations in Europe, such as Morgan Stanley. Potential effects of the UK exit from the EU and potential mitigation actions may vary considerably depending on the timing of withdrawal and the nature of any transition or successor arrangements.

**Morgan Stanley Asset Management S.A.**  
**NOTES TO THE ANNUAL ACCOUNTS**  
**For the year ended 31 December 2016**

## 2. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

### 2.1 Basis of preparation

The presentation of the annual accounts is that required by the Law of 19 December 2002, as amended. The annual accounts of the Company have been established in accordance with the laws and regulations of the Grand-Duchy of Luxembourg and with generally accepted accounting principles of Luxembourg.

The layout of the balance sheet and profit and loss account has been modified as compared to the prior year in order to comply with the Law of 18 December 2015.

As described in note 2.2, the Company recognises unrealised gains on translation of foreign currencies. This departure from generally accepted accounting principles of Luxembourg is deemed necessary to give a true and fair view of the Company's assets, liabilities, financial position and results in accordance with Article 26 of the Law of 19 December 2002, as amended.

### Comparative amounts

Certain presentation changes have been made to the prior year balance sheet and profit and loss account to conform to the current year presentation. This change has no impact on the profit/ loss for the financial year.

### 2.2 Translation of foreign currencies

The Company maintains its accounting records in US dollars and the annual accounts are expressed in this currency. Amounts in foreign currencies are translated into the base currency on the following bases:

- All balance sheet monetary items expressed in a foreign currency are converted at the rate of exchange ruling at the balance sheet date while non-monetary items are translated at exchange rates prevailing at the transaction dates.
- Income and expenses in foreign currencies are translated into US dollars at the exchange rates prevailing at transaction date.
- Both realised and unrealised exchange gains and losses are reflected in the profit and loss account.

**Morgan Stanley Asset Management S.A.**  
**NOTES TO THE ANNUAL ACCOUNTS**  
**For the year ended 31 December 2016**

2.3 Debtors

Debtors included in current assets are valued at their nominal value. A value adjustment is accounted for if the estimated realisable value is lower than the nominal value.

2.4 Liabilities

Liabilities of the Company are valued at their repayment value.

3. **AMOUNTS OWED BY AFFILIATED UNDERTAKINGS**

	2016 USD	2015 USD
<b>Becoming due and payable within one year</b>		
Amounts owed by affiliated undertakings	224,829	142,586

4. **OTHER DEBTORS**

	2016 USD	2015 USD
<b>Becoming due and payable within one year</b>		
Management fees receivable	11,250	11,250
Tax claims receivable	12,756	13,793
	24,006	25,043

## Morgan Stanley Asset Management S.A.

## NOTES TO THE ANNUAL ACCOUNTS

For the year ended 31 December 2016

## 5. CAPITAL AND RESERVES

	Subscribed capital	Legal reserve	Other reserve	Profit brought forward	(Loss)/ profit for the financial year	Total equity
	USD	USD	USD	USD	USD	USD
Balance at 1 January 2016	547,500	15,096	30,337	202,970	(1,020)	794,883
Allocation of the result	-	-	-	(1,020)	1,020	-
Profit for the financial year	-	-	-	-	1,624	1,624
Balance at 31 December 2016	547,500	15,096	30,337	201,950	1,624	796,507

	2016 USD	2015 USD
<u>Subscribed capital:</u>		
Authorised, subscribed and fully paid:		
365 shares with a par value of USD 1,500 each	547,500	547,500

Legal reserve:

In accordance with Luxembourg Company Law, the Company is required to transfer a minimum of 5% of its profits for each financial year to a legal reserve. This requirement ceases to be necessary once the balance of the legal reserve reaches 10% of the subscribed capital. The legal reserve is not available for distribution to the shareholders.

The required transfer to the legal reserve relating to the profits earned in the financial year to 31 December 2016 will occur once the annual accounts of the Company have been approved by the Directors of the Company.

**Morgan Stanley Asset Management S.A.**  
**NOTES TO THE ANNUAL ACCOUNTS**  
**For the year ended 31 December 2016**

**5. CAPITAL AND RESERVES (CONTINUED)**

<u>Other reserve:</u>	<b>2016</b>	<b>2015</b>
	<b>USD</b>	<b>USD</b>
Other available reserves	11,512	-
Net worth tax reserve for 2010	-	11,512
Net worth tax reserve for 2011	13,350	13,350
Net worth tax reserve for 2012	5,475	5,475
	<u>30,337</u>	<u>30,337</u>

Based on the revised Net Worth Tax Law, the Company can reduce its Net Worth Tax liability by committing to maintain a reserve equal to five times the potential Net Worth Tax. The Company has established a non-distributable reserve in respect of its 2011 and 2012 Net Worth Tax liabilities.

The amount transferred to this reserve during each year can only be distributed out of the reserve after a 5 year period has elapsed. If the reserve is not maintained for this period, Net Worth Tax will be payable on a portion of the amount.

**6. AMOUNTS OWED TO AFFILIATED UNDERTAKINGS**

	<b>2016</b>	<b>2015</b>
	<b>USD</b>	<b>USD</b>
<b>Becoming due and payable within one year</b>		
Amounts owed to affiliated undertakings	<u>85,423</u>	<u>170,377</u>



**Morgan Stanley Asset Management S.A.**  
**NOTES TO THE ANNUAL ACCOUNTS**  
**For the year ended 31 December 2016**

**7. OTHER CREDITORS**

	<b>2016</b>	<b>2015</b>
	<b>USD</b>	<b>USD</b>
Due to tax authorities:		
Net worth tax payable	4,298	4,430
Others:		
<b>Becoming due and payable within one year</b>		
Accruals	-	1,359
	<u>4,298</u>	<u>5,789</u>

**8. MANAGEMENT FEE INCOME**

The Company receives management fee income for the performance of administration and management services for various collective investment undertakings which are promoted by related corporations.

**9. MANAGEMENT FEES**

Management fees derived from affiliated undertakings represent recharges/ expenses which are received/ incurred to ensure the minimum commercial margin of 5% of management fee income.

**10. OTHER OPERATING EXPENSES**

	<b>2016</b>	<b>2015</b>
	<b>USD</b>	<b>USD</b>
Audit fees	22,483	17,819
Directors service fees	10,898	8,814
Tax compliance fees	3,671	-
Other expenses	3,565	786
	<u>40,617</u>	<u>27,419</u>

**Morgan Stanley Asset Management S.A.**  
**NOTES TO THE ANNUAL ACCOUNTS**  
**For the year ended 31 December 2016**

**11. OTHER INTEREST RECEIVABLE AND SIMILAR INCOME**

	2016 USD	2015 USD
<b>Derived from affiliated undertakings</b>		
Interest receivable on loans	<u>1,529</u>	<u>598</u>
<b>Other interest and similar income</b>		
Foreign exchange gains	<u>-</u>	<u>806</u>

**12. INTEREST PAYABLE AND SIMILAR EXPENSES**

	2016 USD	2015 USD
<b>Concerning affiliated undertakings</b>		
Interest payable on loans	<u>2,537</u>	<u>2,771</u>
<b>Other interest and similar charges</b>		
Foreign exchange losses	<u>43</u>	<u>-</u>

**Morgan Stanley Asset Management S.A.**  
**NOTES TO THE ANNUAL ACCOUNTS**  
**For the year ended 31 December 2016**

**13. TAX ON PROFIT OR LOSS**

The Company's taxes on income represent Luxembourg corporation tax and municipal business tax. The Company is fully taxable at an effective corporate tax rate of 29.22% (2015: 29.22%).

In 2015 the Company was subject to a minimum corporate income tax, applicable to all entities having their statutory seat or central administration in Luxembourg, and for which the sum of financial fixed assets, transferrable securities and cash at bank exceeds 90% of their total assets.

Taxes on income are analysed as follows:

	<b>2016</b>	<b>2015</b>
	<b>USD</b>	<b>USD</b>
Income tax	626	3,488
	<u>626</u>	<u>3,488</u>

**14. OTHER TAXES NOT INCLUDED ABOVE**

The Company is subject to a minimum net worth tax, applicable to all entities having their statutory seat or central administration in Luxembourg, and for which the sum of financial fixed assets, transferrable securities and cash at bank exceeds 90% of their total assets.

	<b>2016</b>	<b>2015</b>
	<b>USD</b>	<b>USD</b>
Net worth tax	3,564	3,559
	<u>3,564</u>	<u>3,559</u>

**Morgan Stanley Asset Management S.A.**  
**NOTES TO THE ANNUAL ACCOUNTS**  
**For the year ended 31 December 2016**

**15. EMPLOYEE INFORMATION, REMUNERATION, ADVANCES AND LOANS GRANTED**

The Company employed no staff during the year ended 31 December 2016 (2015: nil).

The Company paid no remuneration to its Directors during the current or prior year but incurred fees in respect of Directors services provided to the Company. Directors' service fees are disclosed in note 10. The Company did not grant advances and loans to the members of the Board of Directors during the year ended 31 December 2016 (2015: nil).

**16. GOING CONCERN**

The Company will have access to adequate resources to continue in operational existence for the foreseeable future. Accordingly, the going concern basis continues to be adopted in preparing the annual accounts.

**17. SUBSEQUENT EVENTS**

No significant events have occurred since the balance sheet date.

## 第2 その他の関係法人の概況

### 1 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

(前 略)

(7) ひろぎんウツミ屋証券株式会社(「日本における販売会社」)

資本金の額

2016年10月末日現在、61億円

事業の内容

日本において第一種・第二種金融商品取引業を営んでいる。

(後 略)

<訂正後>

(前 略)

(7) ひろぎんウツミ屋証券株式会社(注)(「日本における販売会社」)

資本金の額

2016年10月末日現在、61億円

事業の内容

日本において第一種・第二種金融商品取引業を営んでいる。

(注) ひろぎんウツミ屋証券株式会社は、2017年6月1日付で商号変更し、ひろぎん証券株式会社となる予定である。

(後 略)

### 2 関係業務の概要

<訂正前>

(前 略)

(7) ひろぎんウツミ屋証券株式会社(「日本における販売会社」)

日本におけるファンド証券の販売・買戻し業務を行う。

(後 略)

<訂正後>

(前 略)

(7) ひろぎんウツミ屋証券株式会社(注)(「日本における販売会社」)

日本におけるファンド証券の販売・買戻し業務を行う。

(注) ひろぎんウツミ屋証券株式会社は、2017年6月1日付で商号変更し、ひろぎん証券株式会社となる予定である。

(後 略)

[次へ](#)

### 第3 投資信託制度の概要

<訂正前>

(前略)

ルクセンブルグの投資信託の形態

#### 1. 前書き

(中略)

2002年12月20日法は、投資信託に関する2010年12月17日法(以下「2010年12月17日法」という。)により置き換えられた。2010年12月17日法は、通達2009/65/ECを実施した。同法は2010年12月24日にメモリアルに公告され、2011年1月1日から施行された。

(中略)

#### 2. 2010年12月17日法

(中略)

##### 2.2.1.6. 保管受託銀行

(中略)

UCITS V 指令(以下に定義する。)に従い、保管受託銀行はファンドおよび受益者に対し、保管受託銀行または保管金融商品の保管を委託された第三者による損失につき責任を負う。保管金融商品に損失が生じた場合、保管受託銀行は同一種類の金融商品、またはそれに相当する金額の金融商品を、不当な遅滞なくファンドまたはファンドのために行為する管理会社に返還するものとする。保管受託銀行は、当該損失がその合理的支配の及ばない外的事象の結果として生じたものであり、これを防ぐためのあらゆる合理的努力にもかかわらずその結果が避けられなかったであろうことを証明できる場合は、賠償責任を負わない。

(中略)

保管受託銀行業務に関するUCITS関連の法令または行政規定の調整に係る通達2009/65/ECを改正する来る欧州議会および欧州理事会通達に備えて、金融監督委員会は、UCITSの保管受託銀行として行為するルクセンブルグの金融機関に適用される規定を明確にする目的で、2014年7月11日付で通達14/587(以下「通達14/587」という。)を公表した。金融監督委員会は、原則主義に基づき、UCITSの保管受託業務に適用されるより規範的かつ詳細な規則を制定した。通達14/587の公表の結果、通達91/75のE章はUCITSには適用されなくなるものの、AIFMDの範囲に該当しないすべてのファンドには引き続き適用される。現在UCITSの保管受託銀行として行為するルクセンブルグの金融機関は、金融監督委員会の新しい要請に対する運営上の設定を適応させる必要があった。

2014年7月23日に、欧州理事会は、UCITSの預託機関の機能、報酬に関する方針および制裁に関する2014年7月23日付指令2014/91/EU(以下「UCITS V 指令」という。)の最終案を正式に採択した。EU加盟国は2016年3月18日までにこれを実施しなければならなかった。このUCITS V 指令は、UCITSの預託機関の機能と責任を明確化し、過度なリスク負担を抑制するためUCITSの管理会社の報酬方針に関する条件を定め、各国の国内法の違反に対する最低限の行政処分を調整する。

(中略)

##### 2.6.4. 付加価値税

(中略)

ルクセンブルグにおいて、投資信託による受益者に対する支払に関しては、かかる支払が投資信託の受益証券の購入に関するもので、よって投資信託に提供された課税対象サービスに関して受領した対価とはならない限り、原則としてVAT納税義務は発生しない。

##### 2.6.5. 共通報告基準(以下「CRS」という。)

(中 略)

さらに、ルクセンブルグは、CRSに基づく自動的情報交換のためのOECDの多国間協定(以下「多国間協定」という。)に署名した。この多国間協定に基づき、2016年1月1日からルクセンブルグは金融機関口座の情報をその他の参加国・地域と自動的に交換する。CRS法は、ルクセンブルグの法律にCRSを導入するDAC指令と共に、この多国間協定を実施するものである。

(後 略)

<訂正後>

(前 略)

・ルクセンブルグの投資信託の形態

#### 1. 前書き

(中 略)

2002年12月20日法は、投資信託に関する2010年12月17日法(以下「2010年12月17日法」という。)により置き換えられた。2010年12月17日法は、通達2009/65/EC(預託機関の機能、報酬に関する方針および制裁に関する2014年7月23日付指令2014/91/EU(以下「UCITS V 指令」という。))により改正済み。 )を実施した。後記2.2.1.6「保管受託銀行」の項で説明するとおり、2010年12月17日法はUCITS V 指令を実施する2016年5月10日法により改正された。2010年12月17日法は2010年12月24日にメモリアルに公告され、2011年1月1日から施行された。

(中 略)

#### 2. 2010年12月17日法

(中 略)

##### 2.2.1.6. 保管受託銀行

(中 略)

UCITS V 指令に従い、保管受託銀行はファンドおよび受益者に対し、保管受託銀行または保管金融商品の保管を委託された第三者による損失につき責任を負う。保管金融商品に損失が生じた場合、保管受託銀行は同一種類の金融商品、またはそれに相当する金額の金融商品を、不当な遅滞なくファンドまたはファンドのために行為する管理会社に返還するものとする。保管受託銀行は、当該損失がその合理的支配の及ばない外的事象の結果として生じたものであり、これを防ぐためのあらゆる合理的努力にもかかわらずその結果が避けられなかったであろうことを証明できる場合は、賠償責任を負わない。

(中 略)

保管受託銀行業務に関するUCITS関連の法令または行政規定の調整に係る通達2009/65/ECを改正する欧州議会および欧州理事会通達に備えて、金融監督委員会は、UCITSの保管受託銀行として行為するルクセンブルグの金融機関に適用される規定を明確にする目的で、2014年7月11日付で通達14/587(以下「通達14/587」という。)を公表した。金融監督委員会は、原則主義に基づき、UCITSの保管受託業務に適用されるより規範的かつ詳細な規則を制定した。通達14/587の公表の結果、通達91/75のE章はUCITSには適用されないものの、AIFMDの範囲に該当しないすべてのファンドには引き続き適用される。現在UCITSの保管受託銀行として行為するルクセンブルグの金融機関は、金融監督委員会の新しい要請に対する運営上の設定を適応させる必要があった。

2014年7月23日に、欧州理事会は、UCITS V 指令の最終案を正式に採択した。EU加盟国は2016年3月18日までこれを実施しなければならなかった。このUCITS V 指令は、UCITSの預託機関の機能と責任を明確化し、過度なリスク負担を抑制するためUCITSの管理会社の報酬方針に関する条件を定め、各国の国内法の違反に対する最低限の行政処分を調整する。

(中 略)

##### 2.6.4. 付加価値税

(中 略)

ルクセンブルグにおいて、投資信託による受益者に対する支払に関しては、かかる支払が投資信託の受益証券の購入に関するもので、よって投資信託に提供された課税対象サービスに関して受領した対価とはならない限り、原則としてVAT納税義務は発生しない。

2016年9月30日付で、ルクセンブルグのVAT当局 (*Administration de l'Enregistrement et des Domaines*) は、会社取締役のVAT課税対象および取締役の活動に関するVATの取り扱いに関する通達781(以下「通達781」という。)を公表した。

通達781において、ルクセンブルグのVAT当局は、独立取締役はVATの課税対象者であることを確認している。さらに通達781は事業主のために取締役として行為する雇用者は、VATの課税対象者ではなく、よってVAT登録の義務はないことを明確にしている。VAT登録の義務は(もしあれば)事業主にある。

一方で、通達781は、投資信託(会社型)の取締役およびマネージャーの報酬、投資信託の管理会社またはジェネラル・パートナーの取締役およびマネージャー(後者においては、ジェネラル・パートナーの企業活動に関するものを除く。)に対するVAT免除の適用については言及していない。ヨーロッパの法制によれば、該当するサービスがファンドの運用に「特有かつ必須なもの」とみなされる場合、かかるVAT免除が認められるとされている。

管理会社の取締役に対して支払われた報酬は、管理会社(common funds/FCPに加えて、管理会社を指名した企業体も含む。)によるファンドの運用に関連する部分については免除されるものとし、一方で管理会社(企業体)それ自体の運営に関連する部分については、VATの課税対象とされる。管理会社の取締役は、VAT免除の適用を裏付ける立場である必要がある。

#### 2.6.5. 共通報告基準(以下「CRS」という。)

(中 略)

さらに、ルクセンブルグは、CRSに基づく自動的情報交換のためのOECDの多国間協定(以下「多国間協定」という。)に署名した。この多国間協定に基づき、2016年1月1日からルクセンブルグは金融機関口座の情報をその他の参加国・地域と自動的に交換している。CRS法は、ルクセンブルグの法律にCRSを導入するDAC指令と共に、この多国間協定を実施するものである。

(後 略)

[次へ](#)



## 第4 その他

### <訂正前>

(1) 目論見書の表紙または表紙裏に以下の項目について記載することがある。

(中 略)

「モルガン・スタンレー・マネーマーケット・ファミリー（以下「トラスト」といいます。）のサブ・ファンドである米ドル・ファンド（以下「ファンド」といい、ファンドの受益証券を「ファンド証券」といいます。）に関するより詳細な情報を含む投資信託説明書（請求目論見書）が必要な場合は、日本における販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者がその旨を記録しておくこととされております。」との記載。

(中 略)

「この目論見書により行うモルガン・スタンレー・マネーマーケット・ファミリーの受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成28年12月26日に関東財務局長に提出しており、平成28年12月27日にその届出の効力が生じております。」との趣旨を示す記載。

(後 略)

### <訂正後>

(1) 目論見書の表紙または表紙裏に以下の項目について記載することがある。

(中 略)

「マネーマーケット・ファミリー（以下「トラスト」といいます。）のサブ・ファンドである米ドル・ファンド（以下「ファンド」といい、ファンドの受益証券を「ファンド証券」といいます。）に関するより詳細な情報を含む投資信託説明書（請求目論見書）が必要な場合は、日本における販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者がその旨を記録しておくこととされております。」との記載。

(中 略)

「この目論見書により行うマネーマーケット・ファミリーの受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成28年12月26日に関東財務局長に提出しており、平成28年12月27日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成29年5月31日に関東財務局長に提出しております。」との趣旨を示す記載。

(後 略)

（参考邦訳）

## 公認企業監査人の報告書

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・エス・エー株主各位

R.C.S.ルクセンブルグ B29 193

セニंगाーバーグ L-2633

トレヴェ通り6B番

株主による我々の任命に従って、我々はモルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・エス・エーの2016年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度における損益計算書、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の注記から構成される添付の年次財務書類について監査を行った。

### 財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法定要件に従った当年次財務書類の作成および適正な表示についてならびに不正もしくは過失によるか否かにかかわらず、重大な虚偽記載のない年次財務書類の作成を可能とするために必要であると取締役会によって決定される内部統制について責任を負う。

### 公認企業監査人(*réviseur d'entreprises agréé*)の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当年次財務書類に関する意見を表明することである。我々は、金融監督委員会 (*Commission de Surveillance du Secteur Financier*) によりルクセンブルグに採用された国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従い、年次財務書類に重大な虚偽記載がないかどうか合理的な確信を得られるように監査を計画し実施することを要求している。

監査は、年次財務書類中の金額および開示事項についての監査証拠を入手するための手続の実施が含まれる。選択された手続は、不正もしくは過失によるか否かにかかわらず、年次財務書類の重大な虚偽記載のリスクの評価を含めて公認企業監査人の判断による。それらのリスク評価を行う上で、公認企業監査人は、事業体の内部統制の有効性について意見を表明するためではなく状況に適した監査手続を計画するために、事業体の年次財務書類の作成および適正開示に関する内部統制を検討する。

また監査は、財務書類の全体的な表示の評価と同様に、使用された会計方針の適切性の評価および取締役会によって行われた会計上の見積りの妥当性を評価することも含む。我々は、我々が入手した監査証拠が我々の意見の基礎を提供するのに十分かつ適切であると確信する。

## 意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法定要件に合致して、モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・エス・エーの2016年12月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の経営成績を真実かつ適正に表示しているものと認める。

デロイト・オーディット、公認監査事務所

ファビアン・デランテ 公認企業監査人  
ダイレクター

ルクセンブルグ、2017年5月11日

[次へ](#)

To the Shareholders of  
Morgan Stanley Asset Management S.A.  
6B, Route de Treves  
L-2633 Senningerberg  
R.C.S. Luxembourg B 29 193

## **REPORT OF THE RÉVISEUR D'ENTREPRISES AGRÉÉ**

Following our appointment by the shareholders, we have audited the accompanying annual accounts of Morgan Stanley Asset Management S.A., which comprise the balance sheet as at 31 December 2016, the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

### *Board of Directors' responsibility for the annual accounts*

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

### *Responsibility of the réviseur d'entreprises agréé*

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the *Commission de Surveillance du Secteur Financier*. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

*Responsibility of the réviseur d'entreprises agréé (continued)*

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the *réviseur d'entreprises agréé's* judgement, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the *réviseur d'entreprises agréé* considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

*Opinion*

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Morgan Stanley Asset Management S.A. as of 31 December 2016, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

For Deloitte Audit, *Cabinet de révision agréé*

Fabien Delante, *Réviseur d'entreprises agréé*

*Director*

Luxembourg, May 11, 2017

---

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。